

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年8月8日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。定刻を過ぎましたので、障害者差別解消条例等調査特別委員会を開催させていただきたいと思っております。

冒頭、川村委員のほうから少しおくれるということの連絡があったことをお伝えさせていただきます。

また、傍聴ですが、市民の方を含めて12名の方に傍聴いただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

昨日の台風で大変被害やまた避難された方、また全国的にも被災をされた皆さんに心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。また、この後、まだまだ、さまざまそういった処理であったりとか、対応であったりとかというのを急がなければならないと思っておりますし、あわせて、行政の皆さんもきのう非常体制ということで全員夜中まで、12時近くまで全員で、その後3次体制になって、寝ておられていない職員も多数おられることをお伝えさせていただきたいと思っておりますし、また、その職員の奮闘に対しても敬意を表したいというふうに思います。

それでは、きのうの台風のようにこの委員会も迷走しないように、迷走しないための航路図であったりとかそのパイロット役をきょうお呼びさせていただいて、しっかりとその航海図、構図をつくっていきたいというふうに思いますので、何とぞご協力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

本日は、参考人の皆さんをお招きさせていただいて、委員との意見交換を行いたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は12時までを予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

また、会議は1時間程度経過しましたら、10分程度休憩をとらせていただきたいと思いますと思いますが、途中、もし体調がすぐれないようなことがございましたら、遠慮なく無理なさらぬで途中退席していただいてもかまいませんので、よろしく願いをいたします。

それから、本日の資料につきましては、委員の皆さんの机の上に資料を置かせていただいております。また、追加で四日市車いすの会の山本征雄様から参考資料として内閣府障害者差別解消法リーフレット、NPO障害者福祉チャレンジド・ネットについて、また、電動車椅子の仕様についての三つの資料をご用意いただいておりますので、ご確認をいた

だけですでしょうか。

また、失語症友の会、辻 洋治会長より失語症で困っていること、それから失語症とはという2枚の資料もお配りをさせていただきますので、ご確認のほうよろしく願いをいたします。

なお、四日市市議会では特別委員会のインターネット中継を行っておりますので、ご了解のほうよろしく願いをしたいと思います。

ただ、委員の皆さんは顔は映りますが、きょう参考人でいただいた皆さんについてはお顔は直接は映らないというふうになっておりますので、ただ、音声のみ流れますので、ご了承のほうをよろしく願いいたします。

また、きょうは手話通訳の方にもご協力いただきまして、手話通訳をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日、まず、委員の紹介のほうからさせていただきます。この障害者差別解消条例等調査特別委員会の委員長をさせていただいています中川雅晶です。よろしく願いをいたします。

それでは、副委員長から順番に自己紹介、簡潔によろしくお願いいたします。

○ 三木 隆副委員長

三木 隆です。よろしくお願いいたします。

○ 石川善己委員

石川善己です。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 谷口周司委員

谷口周司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 森川 慎委員

森川 慎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

樋口龍馬です。よろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員

竹野兼主です。よろしくお願いいたします。

○ 豊田祥司委員

豊田祥司です。よろしくお願いいたします。

○ 三平一良委員

三平一良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員

こんにちは、中村久雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 日置記平委員

日置です。よろしくお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

荒木美幸でございます。きょうはよろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

それでは、きょうご出席、大変お忙しい中、また、本当に台風のまだ明けていない、先ほどやっと警報から注意報に変わったばかりのまだまだちょっと雨に打たれたりとか、風に吹かれている中、本当にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。きょうはご出席いただいた皆さんの紹介を私のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前列より四日市市身体障害者団体連合会理事の黒宮弘子様。よろしくお願いいたします。

四日市車いすの会、山本征雄様。

四日市肢体障害者福祉会、村田浩之様。よろしくお願いいたします。

四日市市ろうあ福祉会、藤田逸歩様。よろしくお願いいたします。

よっかいち失語症友の会、辻 洋治様。

同じく支援者、辻 千賀子様。

四日市市視覚障害者協会、生川利之様。よろしくお願ひいたします。

同じく支援者、生川やす子様。よろしくお願ひいたします。

三重県立特別支援学校北勢きらら学園、米本俊哉様。よろしくお願ひいたします。

四日市内部障害者福祉会、正源寺正義様。

四日市市精神保健福祉会、服部重男様。よろしくお願ひいたします。

同じく支援者である織田隆宏様。よろしくお願ひいたします。

済みません、川村委員。自己紹介をお願いします。

## ○ 川村幸康委員

川村幸康です。よろしくお願ひします。

## ○ 中川雅晶委員長

よろしくお願ひいたします。

それでは、これより意見交換に入っていきたいというふうに思います。私どもより皆さんに質問事項としてあらかじめ送らせていただいております。質問事項は3点であります。

1番目として、日常生活の中で、障害に対する配慮が足りないと感じたこと、また、配慮がなされていると感じたこと。二つ目に、差別を受けたり、困ったときの相談について。三つ目に、障害への理解を進めるために必要なこと。この3点についてお伺い、ご意見を賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

この意見交換については、皆様方との意見交換を通して今後の議論、当委員会の議論の非常に重要な参考とさせていただきますので、そのために行うものであります。皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、トップバッターで申しわけないんですが、身体障害者連合会の中で一番論客だというふうにお伺いさせていただいております黒宮さんからお願ひをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ただ、少し人数が大変多いものですから、大体1人5分ぐらいを中心によろしくお願ひいたします。それでは、黒宮さんからよろしくお願ひいたします。

## ○ 黒宮弘子参考人

四身連の黒宮です。私のほうからは3点申し上げたいと思います。

まず、1点目、人を見下すことによる差別。ある病院で検査の予約をするために住所、氏名、電話番号、携帯番号を記入してくださいと言われ、ほかの患者さんが30人ぐらいいるところで記入用紙を渡されたので、黙って記入して渡したところ、一瞬考えた末に公衆の面前で大声で私の個人情報を読み上げ、これで間違いありませんかと言われました。案の定、向かいの席に座っていたサラリーマン風の男性の顔色が変わりました。

また、こんなこともありました。私がバスをおりようとしていたら、近くに座っていた人に税金泥棒と言われました。

この両者ともに言えることは、こいつならこれを言っても文句を言わないことはないだろう。もっと言うなら、何を言われているかわからないだろうという思いから出た言葉だろうと思います。

2点目、無知による偏見のための差別。電動車椅子で走っていたら、小さなお子さんが珍しそうに近寄ってきました。そうしたら、年配のご婦人が慌ててこっちへおいでと言いながらお子さんを引き寄せました。近寄ると危ないからと思ってそのまま通り過ぎたんですが、後ろであんな人のところへ行っただけでどうするのという声が聞こえてきました。残念ながら、今でも障害者に近寄ると病気がうつると思っている方がいるようです。まるでばい菌扱いです。ほかにも思い込みや間違った知識によって傷つけられる方たちがいらっしやると思います。

この2点から言えることは、一般の方に言ってはいけないことややってはいけないことは、どんな障害者に対しても絶対にやったりしてはいけないということです。

3点目、バリアフリー。総合会館の1階のトイレが最近手すりの片方を取り払って、そこに壁をつくってシャワートイレのパネルをはめ込まれました。壁は、手すりのかわりにはなりません。私はそれ以来そのトイレは使えなくなりました。

それから、総合会館のトイレが、各階に違った形の障害者トイレがつくってあって、ほかの県や市町に自慢できる施設だったのに、ことし半分ごとシャワートイレに変えられてしまいました。自慢できる施設がなくなってしまったのが、非常に残念です。各階に違った形の障害者トイレがあったということは、そこが使い勝手がよくて、そこしか使えなかった人たちがいたということです。でも、そういう人たちは、これからは使いにくい思いをしなが、場合によっては落ちそうになりながら、あるいは使えなくて家まで我慢する

しかなくなっている方もいるかも知れません。ユニバーサルデザインは、誰でも使える。しかし、どこでも使える人の声を重視して、そこしか使えない人を追い込んだり、締め出したりしてはいけないと思います。このことは、車椅子の人や歩きにくい人の駐車場の件に関しても同じことが言えると思います。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、四日市車いすの会、山本征雄様、よろしく願いいたします。

#### ○ 山本征雄参考人

このたびはこのような機会を設けていただきましてありがとうございます。

まず、最初に申し上げたいことは、このように日ごろ大変お世話になっておる皆さんの前で本当にぶっちゃけた話をさせていただくことにおいて、一瞬、いろんなためらいがありました。そうした中であって、きょうはお手元の資料のを中心にお話をするわけですが、まずもって、本日の会議の中には、四日市の身体障害者団体連合会を中心にいろいろと仲間の意見をそれぞれ聞いていただいて本当にありがとうございます。

それでは、ちょっと資料のことで先に申し上げます、お手元におつけしていただいている資料は、議会事務局で全部お願いしたらコピーしていただいております。それで、お手元の資料の一番最後についておるのが、電動車椅子の仕様、ジョイスティック型とハンドル型についてというのが一番最後になっておるかと思いますが、資料としては一番上に置いていただいたほうがいいかなというぐあいには思っています。ほかはその資料のとおりで、今からお話しさせていただきます。

それで、委員長のほうからも最初にご紹介がありましたように、3点の項目について意見をということで、まず、一番初めの日常生活の上で、障害に対する配慮が足りないと感じること、また、配慮がされていると感じることという1番目の課題を頂戴した中で、相当この三つの課題ともに1週間ぐらいなかなか意見がまとまりませんでした。その中で、今から申し上げますが、初めに、私も平成7年ぐらいに四日市の身体障害者連合会の車いすから会長ということで、3年前まで四日市の会長をやらせていただいて、3年前にちょうど島田さんという役所にみえた方に会長を引き継ぎ、車いすの会は黒宮さんを会長にな

っていただいて、私は障害者福祉チャレンジド・ネットの末尾につけさせていただいてあるような中で活動を専念しておるわけでございます。

それで、今から申し上げます、一番初めのことにおいては、介護保険法が平成9年に成立しまして……。平成19年ですね、ごめんなさい、平成19年に……。ちょっとごめんなさい、ここ、年数がおかしいな。介護保険法の成立は平成9年で、施行が平成12年の4月です。ごめんなさい、間違っています。皆さんにはつけていないんやな。平成12年4月から施行されておるわけでございますが、その当時、会長として障害福祉課の課長さんといういろと介護保険と障害者サービスについてのお話をする機会を頂戴しておりました。

そこで、一番端的に思うことが、介護保険導入におけるところの福祉サービスの移行について、課長の試算結果を頂戴いたしました。その試算結果は、いきなり課長は、県のほかの誰もよく知らんようなことを当時の四日市の課長さんは、障害福祉から介護保険の対象になる人の割合は6割を超えるということをもまず1点目に言われました。

2点目が、ここが非常に大事なことなんですけれども、福祉の財源は全て税金で、介護保険は保険で成り立っていることで、税金の割合は7分の1で済むというお話を頂戴して、やっぱり介護保険は、介護保険としての財源の成り立ちからすると、これは確かなことではないかなというぐあいには思いました。ここからが意見になるんですけれども、その後も歴代の課長さんからは財務と調整がついた予算の範囲内で福祉サービスを頂戴しておったのではないかな、それは現在においても、まさしく財源が厳しくなっておる時代ですから、当然のことといえば当然ということでございます。しかし、ここで、ここから私の事実の体験だけでも。もう5分たってしもうたんやな、だもんで、少し早く言わないかんですけれども、見ていただいたとおり、電動車椅子で黒宮さん、私というたまたま車椅子2台おるんですね。それで、この方は見ていただいたらわかるように首にネッカーをつけておるじゃないですか、手も不自由なんです。私はバスケットも大好きやし、全国大会にもばりばり出ていくぐらい体力にはどえらい自信があったんです。しかし、去年の3年ぐらい、4年ぐらい前からどない左肩も痛くなるし、体調も悪くなって。しかしながら、もう手の車椅子では動けやんから、電動車椅子にという動きをしました。昨年5月には車を廃車して、今は電動2台でいつでも動けるような体制で動いております。というところで、現在なんですけれども、ここで、介護保険最優先というところほどの社会でもそんなのかわかりませんが、他方を優先とか、税源のいかに効率よく使うかというところを基準にするならば、皆さんの日ごろお世話になっておる皆さんも障害福祉課も財源の



措置さえとれたらみんなサービス誰でも受けさせていただけるのではないかなというぐあいに思うわけですが、そうはいかんと。そういう決まりの中では、四日市の職員さんは非常に立派な仕事をなさる方で、がんじがらめといったらおかしいんですけれども、正しい仕事をしていただいています。

それで、今は申し上げたように電動車椅子を使っておるんですけれども、以前は、元気なときは車椅子で月に1000kmぐらいいろんなところへ行って活動をしておりました。しかしながら、年とともに体が衰えてきたこともあって、介護保険を適用するかせんか、それと手動車椅子の時代に車椅子を修理してくださいとお願いに上がるんですね。65歳までは車椅子の修理を障害者福祉で提供していただくことができました。しかしながら、65歳を過ぎたときに車椅子の修理でお願いに上がったら、あんたはもう介護保険の適用年齢やもんで、今差し上げた修理の依頼書を返してと言われました。そのように誰が行っても正しい窓口指導をしていただけるのも四日市ではないかなというぐあいに思う中で、ただ、今の話のように本当の意味で医学的な裁判にでもかけてでも、本当は自分の障害の状態をしっかりとわかっていただきたいなと思ったんですけれども、そこまではようしなかったです。そういうこともありながらやっぱり当事者の声をしっかりとお聞きしていただいて何とかしていただきたいというのが、時間がありませんもので、ちょっと省きます。

次のことをご紹介します。

2番目、差別を受けたり、困ったときの相談についてでございますが、十分に相談者の意見を聞き入れるところであり、受容できるところは受容して、的確に対応できる相談窓口の設立を切にお願いしたいなというぐあいに思います。

それで、お手元に先ほどつけさせていただいた車椅子と電動車椅子との違い、仕様の内訳ですね。ちょっと見ていただいておりますように、私どもこの2人が乗っておるのは福祉対応のジョイスティック型という車椅子です。皆さんもよく街角で高齢者の方が右の写真のように、いわゆるシニアカーという車椅子をよく見られると思うんです。これの機能的な違いがそこに掲げてございます。はっきり言って回転半径がめちゃめちゃこの福祉のジョイスティック型はすぐれています。JRもこれやったらどなたが行っても乗せてくれます。しかし、シニアカーのこちらの分は、JRはオリンピックを控えています、まだまだその対策は全然とれていません。乗れませんということです。これが困ったときの相談には、そういう専門的に相談にのっていただける窓口をぜひ確立していただきたいということでございます。

3 番目でございます。大変長くなっておって申しわけございません。

障害への理解を進めるために必要なことということで、それにはやっぱりこの内閣府の資料の一番最後のページのところで見ていただいて、障害者差別解消支援地域協議会の組織図の中にその他の構成という中の組織イメージの中のNPO法人という形も書いていただいております。そうした仕組みの中で何とかイメージのように私どもつけさせていただいておりますけれども、おこがましいと思うんですけれども、NPOも何とかNPOとしての当事者の意見を聞き取っていただけるという意味合いで運用していただきたいというのを切に望むわけでございます。

結果的に、大変……。16分からやっておって15分かかってしまっておる、済みません。それじゃ、最後の締めです。

市制120周年でこの間式典に参加させていただきました。ありがとうございます。結果、市制100周年の井上市長のときに私どもここにおいでになっておる黒宮さん初め、障害者仲間と団体で23名ほど姉妹都市のロングビーチへ訪問させていただきました。ロングビーチを訪問すると同時にパークレーも一緒に行ってきました。そこで、落としどころというわけやないんですけれども、日本の皆さんは毎日ほどこのパークレーを訪問してくれておるけれども、あんたらの国は一つも変わらんねという皮肉を言われました、はっきり言って。その点、アメリカはいろんなことがあるんですけれども、7年に1度ぐらいで大統領が変わるじゃないですか、そのたびに何らかの結論を出しておる国であるからということも思いますし、何とか私どももこの障害者差別解消法であり、そうした視点で当事者の意見もしっかりと普通のように、それで細かくは、今横におる黒宮さんが細かくいかに一般の人との考え方が違うかということを理解していただけたんではないかなと思う中で、一つよろしくお願いします。

大変長いこと済みません。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、四日市肢体障害者福祉会、村田浩之さん、よろしく願いいたします。

#### ○ 村田浩之参考人

村田浩之です。

私は今54歳になりますけれども、今から20年前ぐらいの34歳のときに脊髄小脳変性症という全身の神経が徐々に麻痺する難病を発症しました。特に、私のはましなほうで、最初は走れないだけだったのに、つえを使うようになり、今はこういうふうに車椅子に乗っておるわけです。ただ、障害者となった時の会社で今も正社員として働いていますので、私は障害者が働くということについてちょっと話させてもらおうかなと思います。

1番のこの障害に対する配慮が足りないと感じたこと、また、配慮がなされていると感じたことについてですが、私は今、職場のすぐそばに駐車場を確保してもらい、多目的トイレのある職場でシルバーカーを使ってデスクワークをしています。ということで、今も私は働き続けていられるのは、バリアフリーが全国で充実してきたところが市民の理解が進んできたということが働き続けていられるかな。そういう意味では、就労、雇用を進めるという意味では以前よりも環境がよくなってきておるのかというふうに思っています。ただ、頭数を雇うという意味では、間違いなく進んできておるんですけど、モチベーションをもってやりがいを感じながら仕事をするという意味では、まだまだなのかなというふうに思っています。

2番、相談についてですけど、職場には同じような障害者が全然いませんので、働いていないんですけど、障害を持つ友人によく悩みを聞いてもらいます。そうすると何か自分自身がちょっとしゃべることで落ち着いてくるんですね。そうなったときに落ち着いてくると解決の手がかりを自分で考えられるようです。専門機関に相談しようが、差別してきたと思う相手に直接交渉してみたりとか、そういうこともしたりしているような状況です。何か話しするというのは大事やなというふうに思います。

最後に、障害への理解を進めるために必要なことについてですけど、私は、障害者を施設や自宅に隔離するのではなく、社会で健常者も障害者が一緒に暮らすということが大事かなと思ってます。私ごとで恐縮なんですけど、会社にちょっとこのごろ体が悪くなってきておるんやけどというようなことを言ったところ、週に3回在宅勤務したらどうやということをおっしゃいました。そういうふうに自宅に隔離してしまえば、当面の問題は起きないでしょうけど、それでは何の解決にならないと、健常者も障害者がそこにいてコミュニケーションで問題が出てくると思うというような状況が、この障害の理解を進めるということにじゃないかなと私は思います。ということで、この私からの話は以上です。ご清聴ありがとうございました。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、四日市市ろうあ福祉会の藤田逸歩様、よろしく願いをいたします。

## ○ 藤田逸歩参考人（手話通訳）

皆さんいつもは大変お世話になっております。ありがとうございます。四日市ろうあ福祉会を代表しましてお話しさせていただきます、藤田と言います。

理解していただきたいのは、今、やはり手話通訳がありますので、皆さんと同じように発言ができるんですが、ちょっと通訳を通しますので時間がかかることをご了承ください。

先日、国のほうもつくったかと思いますが、障害者雇用促進法の中に障害者差別禁止指針と合理的配慮指針というのが載っていました。その中に手話通訳とか要約筆記という言葉が実は載っていなかったんです。昨年始まった障害者差別解消法の中にも——法がスタートしたんですが——一般社団法人全日本ろうあ連盟としまして合理的配慮に関する本があります。それが非常によくわかるように書いてありますので、聴覚障害者への合理的配慮とは何かということが載っております。その中にも、例えば警察署であるとか、病院、学校など、聞こえない人たちに対してどんな配慮が必要なのかということが非常に細かく書いてあります。よければ皆さんお買い求めいただいて、読んでいただくといいかなと、1冊800円プラス税金になりますが、よろしければお願いします。

それと、四日市で生活をしていて思うことなんですが、先ほど黒宮さんのお話にもあったように、周りの人たちから障害を見て、あれ何というような偏見とか、そういった視線を感じるのには私にもあります。今、手話で話をして余り見られることはなくなってきた、大体、だんだん当たり前になってきたのかもしれないんですが、以前は本当に手話をやっていると珍しそうに何かの変な病気をしてあるのかというような視線で見られていることが多かったです。今でも完全になくなったわけではないんですが、ちょっと物珍しそうに見られることはあります。やはりなかなか手話というものに対する理解がないんだなと感じます。私たちも一生懸命広めていこうと頑張っておりますが、ポスターをつくってみたりとか、そういったように頑張っていきたいと思います。

最近、手話サークルの方と一緒にいろいろなことを話し合いました。例えば災害に対す

ることですね。阪神大震災や東北の震災のときにもやはり私たち聞こえない者はいろんなトラブルに巻き込まれました。もし、四日市のような防災委員会みたいなものを立ち上げて、どういったことが必要なのかをいろいろと話し合っています。例えば避難所においても手話通訳が要るのか、または、聞こえない人でもわかるような配慮がされているのかどうか、例えば何か紙に書いてボードで張ってあるとか、文字での情報があるとかどうかというようなこと、そういった配慮がなされているか確認したいと思っています。手話通訳に関しましても、いつでもどこでも派遣をしてもらえるというように、そういうような環境を求めたいと思っています。以前に比べれば大分手話通訳の制度もよくなつてはきておりますが、例えば結婚式の披露宴であったりとか、そういったまだ認められないような場所もありますので、そういったところ、それからお葬式が終わった後に親戚とかと会食をすることもあると思うんですが、そういった場所なんかにはまだ手話通訳はなかなか認めてもらえない環境、状況がありますので、そういったところとか、それから我々研修旅行——遊びではないんですが社会見学のようなものを行います——そこにはなかなか手話通訳をつけてもらえない状況があります。社会見学、いわゆるそういう歴史とか、一般的な工場見学も含めてみたいと思うんですが、なかなかそこは認めてもらえないこともありますので、どこでも手話通訳をつけてもらえるようお願いしたいと思います。

それから、例えば公共機関の中で、駅とか病院、消防署、警察署など、2年前から手話サークルの人たちと私たちと一緒に訪問をしています。その中でいつも窓口でなかなか話が通じなかったり、耳の聞こえない人が来たときにはどういうふうに対応したらいいのかというようなことを説明させてもらっています。後でまた、皆さんにもお配りしたいと思うんですが、ろう者配慮というかコミュニケーションへのお願いというようなパンフレットを私たち自分たちでつくりました。また読んでいただければと思います。

皆さんは非常に理解をしていただいていると思うんですけど、まだまだ世の中というか社会には広まっていないと思います。行政と皆さんのお力をお借りしながら、積極的に啓発広めていきたいと思っています。

今後、四日市の新しい施設をどんどんつくられると思います。最近でいえば、新しい図書館のお話も上がっていると思います。例えば車椅子の方にはバリアフリーの関係とか、そういったものもあるんですが、私たち耳の聞こえない者としては、やはり受け付けに手話のできる人を置いてほしいとか、それからエレベーターはガラスというか、透けるもの、中が見えるもの、何か災害が起こったとき、あるいはそういったときに中から話ができる、

手話とか紙を見て話ができるということで、透けるものをお願いしたいと思います。

いろいろいろいろ本当はお願いしたいことがあるんですけども、また、意見を交換させていただくときにお話ししたいなと思います。ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

続きまして、四日市市視覚障害者協会の生川利之様、よろしくお願いいたします。

○ 生川利之参考人

座っておってよろしい。

○ 中川雅晶委員長

はい、どうぞ。

○ 生川利之参考人

視覚障害の生川と申します。そちらのほうで3点書いてありましたけれども、まず、2点目の差別問題ですけれども、私は視覚障害者福祉センターでいつも第2木曜日に相談員なんですけれども、うちのほうとしたら、誰もそんな差別がされたとか、すったもんだとかということはありません。私にもそういうことはありません。そんなこと言ったら、どついたらと言うと、みんな怖がって、顔を見たら誰もそんなことよう言わへん。本人には問題ありません。

その次、1ですけど、障害に対する配慮ですか、これ、ちょっとお尋ねしたいんですけども、個人的なことですけれども、個人的といったって、ほかの人も町内の人もよく通るんですけれども、うちの車庫の西側にある町道ですけれども、ちょうどお店さんのところに木の枝が家から反対のところまでざーとあるんですが、それで虫が落ちてきたり、車の屋根にすったりして、一向に。自治会長に言っても下だけちょちょっとはくだけで、ああいうのはどうですか、器物損壊になるんですか。もし、僕が切ってやってもよろしいんやけど。無断で……。そやけど、そこの本人さんがおりませんのやわ。これは器物損壊になるんでしょうかね。

## ○ 中川雅晶委員長

器物損壊ではないんですけど、またそのことは個別の案件ですので。

## ○ 生川利之参考人

これね、よその人も知らん顔して、車が傷ついてもいいのかなと思ってよく通っていますわ。その辺のところでもワゴンですので、どうも背中をすって困っております。それで、虫が降ってきて、私も虫に刺されました。

それから、もう一点ですけれども、1番の。これも僕の一応参考に聞くですけれども、東新町の交差点、これが西へ、200mばかりかな、ちょっと行ったところに北側へ入る道があります。ここが道なんかごてごてで、皆さん近所だし知らん顔しんで何とか言うたらええのになと思って、これから年寄りが蹴つまずいてこけたりしたら、また骨粗しょう症になったり、転ばないかなと思ったり、一度また見に来てもらえませんか。わずか二、三十mくらいです。これがまず1番です。

2番はありません。

それから、3番目は、障害への理解ですけれども、まず、私は思うんですけれども、普通の歩道を歩いているときには別に白杖をついておっても誰もどうということはないんですけれども、近鉄百貨店とか駅の構内へ行くと、白杖、目が悪いということがわからんのかいなと思って、よくぶつかってくるんですわ。そうすると、私はつい怒ります。済みませんと向こうは謝っていますけれども、もう少しこれをちょっとキャンペーンというのかな、宣伝するのにはまず、小学校の時代から白杖は目が悪いやろうということはちょっと教えなあかんなどは思っておるんですけれども、いかがでございましょうか。

## ○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおりだと思います。

## ○ 生川利之参考人

やっぱり小さいときから、大人でも頭のあほうがようけおるので。本当は近鉄駐車場でこの駐車場は障害者がとまるところに普通の方はとめないでくださいと言っても、やっぱり頭の障害かな、ようけとめていますわ。何とか1台で何でもよいので、員弁のジャスコとか、名古屋のジャスコとか、カードでシャッターがつーとあくように、1、2台は。

ちょっと経費がかかりますけれども、置いてもらうとええかなと思っています。

(発言する者あり)

○ 生川利之参考人

障害者全体に、つくっておるけどな。そこまでやってもど厚かましいのか、何かしらん、入って来ます。山本さん、あんたこれ行ったことある。

○ 山本征雄参考人

いや、ちょっと今の話では現実に余りよく知らんのやわ。

○ 生川利之参考人

そうやろう。そういうところ行かなあかん。アピタでもそうやに。障害者のところにいっぱいね。よっぽど紙張って、頭悪いのかって張ってやろうかと思ってさ、それやと器物損壊になるかなと思って。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。そちらは器物損壊になりますので、気をつけてください。

それでは、続きまして、よっかいち失語症友の会、辻 洋治様、よろしく願います。

○ 辻 洋治参考人

よっかいち失語症友の会の辻と申します。私たちの会は、国からも認めてくれない会なんです。それで、私は、23年に失語症になって入院して、1カ月ぐらいたって退院して、それで失語症の本を……。

○ 辻 千賀子参考人

済みません、舞い上がってしまったみたいで、ちょっともう言葉が出ないみたいで、かわってしゃべらせてもらいます。



22年に失語症になったのではなくて、22年7月31日に脳梗塞をしたんです。それで失語症になったんです。それで40日入院したということで、そのときに失語症って何って私もわからなんだもんで、子供のあいうえお表をおもちゃ屋さんで買って見せて、指さしをさせるようにしたんですけど、とてもじゃないけど無理で、それで言語聴覚士がこんなもんということをおっしゃったんです。そうしたら、やっぱりここに書かせてもらった失語症とはという、これに書いてあるように、生まれて一番先に覚える平仮名が一番難しいということなんです。それで、図書館へ失語症って何やろうって本を借りに走ったら、そのころは全然失語症のことを書いた本がなくって、倉庫を探してもらってもなかったんです。今、失語症も多くなってきたもんで、本屋さんにもあるとは思いますが、そんな面倒なことでした。こうやって見た目ではどこが悪いんやろうというふうに皆さん思われると思うんです。でも、今みたいに詰まってしまうと後が出てこない。それでも、生まれが四国なんですけれども、兄弟と話をするときには、10年余りしか一緒に住んでいなかった兄弟にでも電話でぺらぺらぺらぺらって言葉が出るんです。それで、何十年もこうやって一緒に生活している私にはなかなか出てこないというのが往々あって、たたいてやろうかしらんとかって思うこともたびたびあるんです。それで、一番よくわかってもらえるかなと思うのは、言語聴覚士の先生方がつくってくれた失語症とはというこれを見てもらうのと、黄色い用紙でこの間友の会——中川さんも知ってみえるんですけどお世話になっているんですけど——ひまわりの会で皆さんに言ってもらったことをまとめてみたんです。それで、倒れたときは何もできなかったんですけど、今はパソコンができるようになったりとか、いろんなことが戻ってきたもんで、残されたのはあと短い人生と思うんですけど、残された人生をせっかく生き返ったんやったらみんなのために役立ちたいというので、いろいろ友の会のことを話させてもらったり、四身連のことをやらせてもらったりして、私もちょっとだけ手伝いをさせてもらってという感じで動かしてもらっています。

生川さんに申しわけなかったけど、私の手ばかりです。点字でつくるのを忘れていました。申しわけないです。後でつくります。

済みません、こんなことで私がしゃべりだすととまらないので、次へ行ってもらえたらと思います。この2枚だけはちゃんと読んでから捨てるなり、何なりしてもらってもいいです。

あと一つだけ、何年か前に四身連の総会をやらせてもらったときに、市議員の私の知り合いやったんですけど、市議員の人が失語症ってしゃべれやんだけやろうって言われ

たんです。それで、私むかつとしたもんで、次の年にまたこういうのをつくって市議員の人にも渡させてもらったということがありました。済みません、ちゃんと読んでから捨ててください。よろしくお願いします。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、三重県立特別支援学校北勢きらら学園も米本俊哉様、お願いいたします。

## ○ 米本俊哉参考人

私、北勢きらら学園で教員をやっております。北勢きらら学園というのは、肢体不自由の子供たちが小学部の1年生から高等部の3年生まで学んでいる県立の特別支援学校、四日市の下海老にあります。

私、子供たちと一緒にバスとか電車に乗って四日市に出てきたり、名古屋に行ったりしているんですけども、公共交通機関を使っていろんな人と接していくというその時間の中で、やっぱりいろんなことを感じます。それについて、1番なんですけれども、ハード面、ソフト面、両方感じるんですけども、例えばハード面では、歩道を子供たち、電動の子が自分で運転していく、あるいは手動の車椅子を後ろで私たちが押していくんですけども、歩道が随分段差があったりとか、でこぼこというのは、これは見て誰もが気づくことなんですけれども、斜めになっている、わかりますかね、傾いているんですよ、歩道が。そうすると、電動の子で重心が余りよくない子なんかは、こけそうになるんですよ。危ないって後ろから支えたりするんですけど、歩道が傾いているということが余り気づかれないんですけども、子供たちと一緒にそういうところを歩いてみるといかに危ないかというか、配慮がなされていないのかということが気がつきます。

あと、電車なんですけれども、車椅子で電車に乗るときには、あらかじめ連絡をして、乗務員さんが簡易のスロープを持って乗せてくれるんですけども、それが来ないときがあるんですよ。連絡はしてあるんです。してあるんですけども、来ないという。前も私が車椅子の子を2人連れて電車に乗るときに、乗る電車が来たと、誰も来ないと、どうなっているんやと、だけどその電車に乗らなならんから、これに乗りますとって、そうしたら乗客の人も手伝ってくれるんです。その乗客の人4人ぐらいでつって乗ったという

ことがあるんですけども、連絡をしてあってもスロープが来ないということがある。

あと、ソフト面、意識の面なんですけれども、例えばエレベーター、デパートとか百貨店に着いてエレベーターで例えば3階とか6階に行きたいというときに、エレベーターを待っているんですけど、乗れないんですよ、いっぱい。そのエレベーターを3回も4回もやり過ごして、ようやく乗るとか、そんなときに人の意識が出るんです。ドアを開いたときに私たちが待っていて、それを見て、おりてどうぞ乗ってくださいという人もいるし、逆に何も感じずにそのまま乗っているという。エレベーターもそうですし、電車の改札口、時間かかるんです、車椅子の人が改札口を通っていくというのは、普通の人が歩いてすつと行くようにいかない、時間がかかるんですよ。そうすると後ろから早くせいとか、ちえつとかそんな態度が出たりする場合があります。

その次、配慮がなされていると感じたことにつきましてですが、これは、これも電車のことなんですけれども、家から電動車椅子に乗って、一つ踏切を通過してバスに乗るという子がおりまして、その踏切ががたがたなんです。車輪が挟まる、そこで動けなくなるという非常に危険な踏切の状態だったんですけども、それを会社のほうに話をしたら、時間はかかったんですけど、きちっと整備されて、その方が自分1人で電動に乗って通れるということになりました。

あと、二つ目、これは、私教育ですので、教育のことについても配慮がなされているなと思った四日市のいい事例をお話しさせていただきます。

気管切開っておわかりですかね、喉のところに穴をあけて、自分で呼吸をしやすく、たんが詰まりますので、看護師が定期的に時間で吸たんをするという、これが必要なんですけども、ですから、気管切開をした子が学校に通うということは、看護師がいなければならない。本校は5人看護師がおりますので、特別支援学校に来るという方も多いんですが、その方は地域の小学校で皆と学びたいという願いを受けて、それで四日市さんが看護師資格のある学習支援員さんを見つけて配置しました。そのことによってその子は地域の小学校に通うことができたということ、これは非常に配慮がなされているなと感じたことです。

その次、2番です。

これが、現状差別というのは、今までの皆さんのお話の中でも出てきましたようにありますよ。現状は差別があるというところに立って、あるんだからそれをなくしていくことで住みやすい四日市に変えていこうということが必要だと思うんです。誰かが差別を受け

たときにそれを相談しに行ったときに、あなたの言うことはもっともだけれども、現状を考えるとやむを得ないわなというような結論になることが多いんです。でも、それだともう二度とそんな相談する気にならないし、やはり差別をなくしていこうというようなスタンスに立てるような相談窓口の担当者を配置するということが必要だというふうに思います。

三つ目、最後です。

1番のところソフト面、意識のところでもちょっと触れましたが、やっぱり一番私たちが子供たちと一緒に何か辛いな、嫌やなと落ち込むのは、人の意識です。無関心とか偏見とかというのを感じたときに、非常にへこむわけなんです。なぜわかってくれないのかなというようなことを考えると、やっぱり小さいころからいろんな障害のある人とともに学んでいくという、そういう学校教育の体制を基本的にはみんながともに学べるという、先ほど小学校1年生の気切の子の話をしましたように、看護師も見つけてきて、配置をするというような四日市ですので、いろんな障害がある子がちっちゃいころからいつも一緒にいると、一緒にいるからそのことをその子に対する配慮みたいなものが子供たちは当たり前に考えられる、そんな教育の中で、小中高と育っていく中で自然とこの3番の障害への理解が進んでいくのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、四日市内部障害者福祉会、正源寺正義様、よろしく願いいたします。かけてどうぞ。

## ○ 正源寺正義参考人

正源寺です。しゃべりたいことは、まず1番というか、内部障害者の集まりとといいますのは、要するに体の内部に障害を持っておる人の集まりで、主には循環器系の病気のペースメーカーの装着をされておるとか、もう一つは体の中のがん、この治療を受けたときに外科的な処置を受けたのか、何らかのがんの外科的な処置を受けて、何らかの障害が残ったという人の集まりの会でございます。

日常生活を送るに際して、余り大きな差別とか——確かに不便なことはたくさんあるん

ですけれども——その一つの中で一番最初、黒宮さんがおっしゃっていましたトイレの問題です。トイレの問題もこの数年非常にそういう障害者には使い勝手がよいふうのマクロ的にはなってきたおると思います。例えば公共機関とか、あるいは電車というか私鉄、JR、そういうところのトイレが非常にそういう障害者には使い勝手がよいようになってきて喜んでおります。

次に、2番目としまして、そういう患者同士の相談ごとですけれども、主には患者会の集まりの中で意見交換したり、何か調子の悪いことがあれば、それらの改善法について話し合うというふうなことが主なことです。それともう一つ、装具を使うわけですけれども、この装具の購入先というか、業者さん相手にいろんな相談にのってもらおうというような実際的な相談もございます。ペースメーカーの場合は、日々大変なことはいませんが、やはり何年に1回かという装置の取りかえ、この取りかえのほうにつきましても、きちっとお医者さんのコントロールをやっておられますので、そういう不自由はあるけれども命にかかわるような大きな不自由はないというのが現状でございます。

それと3番目ですけれども、一つ新しいこの解消法というのがつくりつつあるところなんです、ちょっと今までも話出ましたが、雇用促進法との絡み合いですね。いろんなそういうトラブルが起きるといのが、やはり就労されて実際そういう仕事をされておる現場でのいろんなトラブルがあると思うんですが、そういうところを少しでも解消していくにはやっぱり就労法かな、これの尊重とそれからこれから新しくつくっていくとする解消法、このへんのところ、お互い相補うような考え方というか、明文化していくというようなことが大事やないかなと思っております。

それと、あと、そういう世の中の人に対する障害の理解というのを、これを深めていこうとすると、非常に労力が要るんですけれども、やっぱり、近視眼的には行政のほうできめの細かい取り扱いを考えていただければなと思います。

以上です。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、ここで1時間程度経過をいたしましたので、ここで少し休憩をとりたいというふうに思います。再開は、そうしたら11時20分にさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、休憩させていただきます。

11:08 休憩

---

11:20 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、少し時間前かもしれませんがおそろいですので、よろしいでしょうか。

それでは、会議を再開させていただきます。

そうしましたら、続きましては、四日市市精神保健福祉会の服部重男様からのご意見を賜るんですけれども、参考人の方のほうから体調等の理由によってインターネット中継は配慮いただきたいという申し出がありましたので、この服部さんの部分はインターネット中継をさせていただかないということを示させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、服部重男様、よろしく願いをいたします。

○ 服部重男参考人

精神保健福祉会の服部重男と申します。私は、一般で仕事をしていたときに、精神で周りの人から包丁やそういうやつでいじめを受けていたんです。そこでそういう状態ではあかんといってグループホームに相談をしに行きました。そのときにそういう状態やったら即役場へ行ってグループホームへ入れてもらえないかということをやったら、一応は日にちを決めてグループホームの人と相談しなさいと言われて、そのときに福祉というのが一般に配慮されているなと思って安心しました。

それから、グループホームに入所してからは安心して生活を送れるようになって、自分自身が頑張って、一般の仕事をもう一回挑戦しようかと思っています。

差別を受けたり、困ったり、相談について。平日は、作業所に通っているので、仕事は作業所の職員、生活のことはグループホームの職員に相談しながら生活をしています。将来の仕事、グループホーム、作業所、紹介してもらった相談支援センターがあつて、そこで相談にのってもらったりしています。

障害者への理解を進めるために必要なこと。私に障害があると思われていますが、余り障害を気にせず、毎日過ごしております。そのため、障害だから施設にいるのではなく、

休日は買い物やカラオケに行ったりして、外に出ていくよう頑張っています。自分自身は今を踏まえて、これからも一生懸命頑張っていきますので、よろしくお願いします。終わります。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

皆さん本当に貴重なご意見ありがとうございました。

そうしましたら、これから委員との意見交換に入らせていただきたいと思いますので、インターネットを再開してください。

では、委員の皆さんからご質問、また参考人の皆さんから委員へのご意見などを頂戴したいと思います。発言につきましては、挙手をいただいた後、私が指名した後にご発言いただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、発言のある方、よろしくお願いいたします。

#### ○ 中村久雄委員

どうもきょうは本当にありがとうございます。大変勉強できたかなというふうに感じています。大きくは、やはり障害があるということの理解をいかに広めていくかということかというふうに感じさせていただきました。まだ、特に、視覚障害者の生川さんのここまで来られるのは大変な苦労があったと思うんですけども、生川さんのような性格の方がもっともっとふえれば、障害の理解はずっと深まるのかなということも感じたんですけど、一つちょっと聞き漏らしたか、どういう心境やったんかちょっとお聞きしたかったのが、肢体障害者福祉会の村田さんのお話の中で、会社に勤められておって、体がちょっとしんどくなったときに週3回の在宅勤務を進められたと。お話を聞いておる途中では、私の中でなんと理解のある会社やなというようなことを感じておったんです。それが、話を進めていただいたら、そういうふうな形で家に隔離しようとする社会なのかという捉え方をされておったので、その辺の前後のいきさつ等を教えていただいたら。また、健常者と言われている私たちが就労というのも大事なことですから、どうしても無理するなというふうな形になっちゃうんですけど、その辺の手の出し方というのも、これも大きな一つのポイントだと思うので、ちょっとその辺のこと前後を教えていただいたらありがたいなと。

## ○ 中川雅晶委員長

村田浩之さん、よろしくお願いいたします。

## ○ 村田浩之参考人

この20年の間にあったことで、一つ10年前、45歳ぐらいのときなんですけれども、私、外を出歩いているときに転倒して左肩を骨折して、治療に3カ月かかって、再発防止、復職するためにはどうしようというような話で、都合6カ月会社を休んだことがあるんです。そのときの状態というのが、私、その当時はまだ障害者の知り合いとかもいなかったですし、毎日、ちょっとリハビリに出かける以外は家に引きこもったような状態になりまして、家族としか話さないというか、そういうひきこもりのことになってしまって、精神的にもまいってしまったことがあったんです。なんとかそれから障害者団体にも連絡をとり、支援機関に連絡をとって、何とか復職の方法を会社に話をつけまして、それから復職したわけなんです。

そういうことの受け入れがあって、それを踏まえて思うに、やっぱり社会に出てコミュニケーションするというのは大事なことやと思うんです。本人に排せつ介助が要るとか、何らかの介助が要って、家ではないと働けないというような方にとって在宅勤務というのはいいことなんかとも思ったりはします。ただ、現実問題、私は出勤していまして今は会社ではシルバーカーを使っているんですけれども、それでもって働いていますと。それが悪くなってきていますと。今度、車椅子かなというような話になったときに、急に在宅勤務の話がきたので。在宅勤務でこのごろよく言われておるんですけれども、週1回とか、月2回とか、進んでいる会社でもその程度のものなんです。まだ将来にもっと悪くなって、週3日が適当だとしても今は少ない日数から始めていくのが筋でしょう。いきなり週3日ではちょっとおかしいのかな。そういう意味で私はちょっと言葉に出してはないですけど。

外へ出てきて話をするというか、そういったことはすごい大事やなど。やれる間はそれを続けたいと、そんな思いでそんなふうに取り上げたような次第です。

説明になったかわからないですけども。

## ○ 中村久雄委員

ありがとうございます。なかなか話しづらいことも、済みません、お聞きしたみたいで、ありがとうございます。



やはり、その中で、そういう本音で話ができるという環境にいらっしゃったというのが非常によかったかなというようなことも感じますし、また、そういう障害があってもなかった、働きたいという気持ちがある、それをもしかしたら会社も善意で話を持ってきたのかわかりませんが、その辺を、いや俺の気持ちはこうなんやということをお互いが話ができるという環境をつくっていくが大事やなというふうに感じました。どうもありがとうございます。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質疑、意見のある委員の皆さん、また、参考人の皆さん。

#### ○ 樋口龍馬委員

ちょっと済みません、うちの息子は療育の手帳をとって、知的B2なんですけど、配慮が極端なんですよね。先ほど村田さんが言われたみたいにいきなり区別されてしまって、支援学級に入ってしまうと、支援学級から普通級に戻れやんのですわ、なかなか今の制度だと。そういうことが多分皆さんの中にもきっとあるのかなと、それがさっきのいきなり3日間、体しんどいのやったらほんなら3日間自宅で働いてもらったほうがいいんじゃないのという話になったときに、今求められている合理的配慮という言い方をすれば、もっともっと会話が必要なんじゃないかということ、村田さんは言ってみえたのかなというふうに思いながら聞いておったんですけども。その人にとってとってもいい配慮を突き詰めることが今回の目的ではないんじゃないかなと私は思っていて、あくまで自立支援をしていくための側面というものと、福祉的配慮、福祉的支援という部分、この二つの両輪をうまく回していくことが求められているのかなというふうに自分は考えておるんですが、そうじゃないよというご意見があれば、ぜひ教えていただきたいんです。どなたにと

#### ○ 山本征雄参考人

また出しゃばって済みません。実は、今のお話は、三重県の総合文化センターで村田さんが県の一つの事業の中で、障害者就労の促進という中で講演いただいたんです。唯一、私、傍聴する機会があって、村田さんのお話よく聞いてきたんです。そうした中で、中村

委員からの意見であり、それから樋口委員の意見であり、そこの本当の意味での当事者の意見はどこにあるか、まさしく障害者の場合は、選択する幅がめちゃくちゃ狭いんですわ。だから、いろんな選択肢があるという社会環境をぜひつくっていただきたいなと思うんです。それが、今村田さんも言われたように、初めから3日はないやんかと、俺も皆さんと話もしたいし、いろんな理解を賜る中ではやっぱり話し合いをする機会がないと話できやんじゃないですか。要するに、私は出しゃばりやもんで、出しゃばるんですけども、まさに多くの障害者が出ることで自体がまちの障害者の理解を賜っていく一つの運動やと思うんです。そうしたことから、本人が在宅でええというんでしたら、それもよし、しかし、ご本人が、当事者が今の状態であれば、1日からスタートさせてくださいといったら、それも話し合いの中で運営できる社会をぜひつくっていただきたいなというぐあいに思うんです、私は。

#### ○ 中川雅晶委員長

非常に大切な指摘かなと思いました。

#### ○ 樋口龍馬委員

先日、ちょっとまちなかの若い子と話をしていたときに、なかなかやはり障害者の方に配慮をしようにもどこに配慮をしていいかがわからないんだという話をされている子がみえて、このアンケートの中を本当のユニバーサルデザインに私はしたいという30代の女の子がいて、その子が言うには、話を聞こうにも出てくる人が少ないもので、ごくごく一部の意見しか聞けなくて、そこに配慮して本当にいいのか、そこにお金をかけて本当にいいのかというのが自分の中での今の悩みだということを実際に考えている子がいました。ですので、先ほど言われたように、なるべく多くの方たちに出てきていただいて、ここが困るよということを闊達に言えるような社会をつくっていかなあかんのかなとも思いますし、先ほど自分が言った差別がなくなっても区別になったら一緒のことだと思っているので、共存できるというところとあれですけど、共生をもっと進められる世の中がつかれるような条例になればいいなということも常に胸の中には持っておりますので、それが違うよということがもしあれば、都度都度言っていただいたら、自分の考えも修正していかなあかんところも出てくるかもしれませんし、そんなところをまた皆様にはこの会議の外であっても言うていただければなというふうに思うところで、終わります。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

他、ございませんか。

○ 森川 慎委員

よろしく申し上げます。

質問なんですけど、藤田さんのお話で、手話通訳をつけてもらえない場所とか、そういうのがあるというお話だったんですけど、それはその場所の業者さんから断られるとか、そういう話なんですか、もうちょっと詳しく。ちょっと無知なもので教えていただきたいんですけど。

○ 藤田逸歩参考人（手話通訳）

今通訳の派遣があるのは、市役所と、あと、市立病院に設置通訳者がおりますが、そこで通訳が受けられます。例えば、ほかにもみたき総合病院であるとか、県立、そのほかのところでは手話通訳……。手話通訳の設置がありますのが、今市役所と市立病院になります。そのほかの大きな病院、例えばみたきであったりとか、川村、小山田病院とか、そのように大きな病院には設置の通訳者はありません。保健所とか警察署のほうも同じですが、そういうところにも通訳者は設置はありません。さっき言ったように、そういうところに実は訪問させていただいて、理解をいただければと思って、先ほどお配りしたパンフレットを持ってお伺いさせてもらいました。

手話通訳というのは、派遣される枠が決まっております、前に比べて制度は少しよくなったかなと思うんですが、ただ、そのあたり派遣ができない箇所もあります。例えば、お葬式後の会食の場面であったりとか、結婚式の終わった後の披露宴であったり、あと、研修旅行などの泊りが発生するようなどころには手話通訳の派遣は今のところしてもらっていません。そういうところの枠まで手話通訳を派遣してもらえる、できればどの場所でも24時間体制で手話通訳が準備できるのであればありがたいと思っています。

○ 森川 慎委員

行政のサービスとして、そういうところに制限がいろいろ設けられていて、使えないと

いうケースが幾つかあるというそういう理解でいいんですか。

○ 藤田逸歩参考人（手話通訳）

はい、そうです。

○ 森川 慎委員

なるほど、ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 森川 慎委員

はい、わかりました。

○ 荒木美幸委員

きょうはどうも貴重な機会をありがとうございます。私のほうからは、身体障害者の補助犬に関する少しニーズであったり、ご意見を伺えればなというふうに思っております。私、個人的に補助犬等を育てるパピーウォーカーに親しい友人がおりまして、聴導犬や盲導犬や介助犬に非常に興味を持っております。身体障害者補助犬法が施行されて15年たちましたけれども、まだまださまざまな調査を見ますと、レストランであったり、病院であったり、市役所であったり、入店を拒否されるという現状が多々あるというデータをお聞きしております。実は、この補助犬というのは、私が個人的に感じておりますのは、障害者の方にとっては社会参加を大きく促すということにつながるということでありまして、また、人生のパートナーのいることによって、生きる喜びであったり価値を見出すということもあります。また、健常である私たちの目から見れば、動物愛護という視点もありますし、そういった補助犬を連れた方を見ることによって障害者への理解が深まるということもありますし、また、教育というそういったメリットもあると思っております。現在四日市では、過去に盲導犬を連れた方がお一人、使用者の方がお一人いらっしゃったということですが、現在、市内にはいらっしゃらないということをお聞きしております。

しかし、先日私も介助犬フェスタに行って思ったんですが、きょうの黒宮さんのような

首にそういう装具をつけて、本当に体の動かない方のお声を聞きましたけれども、ふだん家で寝ていて起き上がれないというぐらいの重度の難病だそうですけれども、介助犬が背中に滑り込んでくれて、その犬が支えになって起き上がるができるというお話を聞いて、本当に素晴らしいことだなというふうに伺いました。四日市の現状について、もしそういうことでお声があったりとか、こういうふうにしていくべきなんじゃないかということであったりとか、あるいは現状で少しお聞きをできるデータがあればお聞かせいただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

どなたか。

○ 藤田逸歩参考人（手話通訳）

二つございます。

一つは、ろう学校に通っている子供の中で、四日市に住所のある方がいらっしゃるんですけども、聞こえる人と同じように例えば大きなスポーツセンターの中でのプールがございしますが、例えば四日市でいうとアクトスとかそういうような……。

（発言者あり）

○ 藤田逸歩参考人（手話通訳）

ごめんなさい、今ちょっと補助犬とは違う話になってしまったけれど……。補助犬について、済みません。ある友達に言われたんですけども、そういう餌代がかかるとか、散歩をしなければいけないとか、そういうところがすごく大変というふうに聞きました。なので、補助犬をお願いしたいという気持ちが少ないというふうにその方は言っていたそうです。餌代であったりとか、予防注射とか、そういう管理ですね。そのあたりの補助とかがあるのであればいいのかなというふうには思います。

○ 荒木美幸委員

つまり、補助犬は飼ってみたいなと思うけれども、餌代やお世話にお金がかかり、手間がかかることがちょっと高いハードルになっているという現状ですね。ありがとうございます

ます。

## ○ 黒宮弘子参考人

補助犬を飼っている方のデータというのは私にはわかりませんが、ほとんど身動きのできない方でひとり暮らしをされている方が私の知り合いにおります。それで、その方は、ヘルパーさんによる訪問介護でヘルパーさんにお世話になって1人で生活してみえます。そういう方が1人で生活しようとする、やっぱりトイレに行くにも機械が必要で、起き上がるためにもやっぱりヘルパーさん1人では介助ができないので、機械がベルトみたいにぐっと引っ張り上げてくれる機械とか、トイレに行くのも、おぶさるようにしてトイレまで行って、トイレに座らせてくれる機械とかが必要になります。これからは多分そういう機械、ロボットの的なものも必要なんじゃないかなと思います。

## ○ 山本征雄参考人

今の黒宮さんの意見に関連してまた出てまいりました。

実は、先ほど申し上げたように、市制100周年のときにはロングビーチへお邪魔したんですよね。その翌年ぐらいに四日市の井上市長の時代にデンマークとロンドンのほうへ障害者は私、それから知的障害の親御さん、それからもう1人は子供対策の関係で役所の方、三人が役所側と言ったが当事者みたいな感じですね。そうした中で、きょうはご出席になっていないんですけども、今福祉におみえになる濱田理事と一緒に1週間ほどデンマークとイギリスを訪問させていただきました。その中で――頭が今飛んでしもうたんやけれども――本当の、今黒宮さんが言ったように、補助犬法も非常に大事やということは自分もわかるんですけども、結果的には黒宮さんが言ったように最重度で寝たきりになった人――あの人のことを言ったなというぐあいのイメージを持っておるんですけども――それであるときにはイギリスとかデンマークは、たしか重度の場合は、2人でないとヘルパーさん――日本の場合は知らんで自分は――2人体制のヘルパーも派遣できる仕組みが向こうの国はありました。そうしたことで、そこまで配慮がいただくというか、そうしないとその方は生きていけないという判断を立てば、お金のことを抜きにしても最重度の人がどうあるべきかというところを、声ない声ですけども、聞き取れる施策を、ヘルパーさんを2人にするということも含めて四日市はできることならそこまで踏み込んでいただけたらなと痛切に思います。

○ 中川雅晶委員長

荒木委員よろしいでしょうか。

ほかに委員からないしは参考人の皆さんからご意見等がございましたら。

○ 日置記平委員

今、ロボットの話がされたのは黒宮さんでしたか、実は、私も頭に浮かびまして、これからの産業は私はロボットというふうに数年前から自分で決めています。私たちの友人でがんの手術をロボットにさせていただいたという、これ、近々の話です。今、もう既にロボットはそんな方向に来ているんです。例えば皆さん方の環境の中で、目をご不自由な方がロボットが案内してくれる。言葉を話せない方がロボットが代行してくれるという、その方向性は、視点はもう決まっています。世界で日本が今一番ロボットが進んでいると言われていますが、例えば私たち四日市で塩浜にイノベーションセンターという、こういう工業系の専門に研究する施設があります。津には三重大学があります。それから、鈴鹿には鈴鹿高専がありますが、こういった施設ではそのロボットの方向性で取り組んでおられます。ですから、それぞれきょうご参加された皆さん方で、そんなことに視点を当てられたらこんなことを解決してくれるロボットができたらいいな、まずは希望でいいですから。そんなことを今私が申し上げたような研究施設に声をかけていただくというのも大きな皆さん方の悩みを解決してくれる一つだと思います。悩みがあってはいいませんが、できるだけいろんな形で科学がその解決をしてくれることになれば大きく発展しますし、生活環境も変わることになりますので、ご参考までに。私は、ちなみにこの前ロボット博士の話を知りました。広島の方です。今度その人を訪ねようと思っておりますが、できるだけそんな形の中でお役に立てばと思って行ってまいります。どうぞそんなところをご利用なさってください。もし、それがわかんなかったら、四日市市で工業振興課という課がありますから、そこへ行っていただくのも一つです。

○ 中川雅晶委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 日置記平委員

はい。

#### ○ 黒宮弘子参考人

ロボットも科学の進化というものは大変いいと思います。でも、やはり使いこなすのは人間であるということを念頭に置いて、やはりそこにも障害者は人口からいっても少ないですので、その少ない障害者の中に、やはり身体障害者もあれば、精神障害者もあれば分かれております。そして、その身体障害者の中でもやはり四身連だけでも6団体に分かれていると。分かれ分かれしていくと、だんだん人数が少なくなっていくんですけど、その少ない人数の方への光が当たるような施策を考えていただきたいということです。その中にロボットもあってもいいんじゃないかと思います。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

他にございませんか。なければ……。

#### ○ 森川 慎委員

済みません、何回も。

事前に質問でお伺いをさせていただいているんですけど、改めて相談の体制、こういったところに何かもっとこうしてほしいとか、行政としてこういうところに設置してほしいとか、その辺のご意見があったらぜひ伺いたいと思うんですけど。

#### ○ 山本征雄参考人

先ほど1番、2番で話しさせていただいた中で、時間がなかったもので省いたんですけども、ちなみに車椅子の仕様の件で、これを中心に少しお話、共有させていただきたいと思うんです。

先ほど申し上げたように、車椅子のハンドル型とジョイスティック型の違いというのはおわかりいただいたでしょうか。

それで、先ほど私が時間がなかったもので、相当に省いたんですけども、自分の経験ですよ、そのときには田中課長ではなかったんですけども、障害福祉課とは日ごろからいろいろとご指導いただいております中で、大変お世話になっておるもので、あえてこの切な



い気持ちを言わなあかんなと思ってここにも挙げたんですけれども、今言われておるよう  
に決められた範囲内のことは四日市市の職員は非常に几帳面に仕事をしてくれて、財源と  
の話し合いの中で融通のつく範囲内のことは非常によくやっていただいております。あ  
えてこの1番目の質問といい、全体の質問においても日ごろから大変お世話になってお  
るもので、非常に言いにくいこともあったんです。けれども、今のお話のように専門の相談  
にのっていただける位置づけの人、仕組み、これは内閣府のやつでも相談支援とか、そう  
いうやつがしっかりとできるには、地域支援協議会というのがあるじゃないですか。それ  
が中心になってこれからの福祉の問題点、いろんなことを考えていただくという大切な位  
置づけにあるんですよね。それで、専門的な展開、私がこれをつけたのは、私の電動車椅子  
を今使用するまでに至る間に、障害福祉課の担当の方と話をしてもなかなか話が電動と  
いう中に行かなかったんです。ということは、私が年とともに肩が痛くなって、何ともな  
らんもので、電動車椅子に乗らなあかんということを訴えて、なおかつ私の訴え方が下手  
やもんで理解賜れなかったんかなというぐあいに理解するならば、自分で買わなしようが  
ないわということで、今は自分で車椅子2台体制をとっておるんです。そうしたときに、  
本当の意味で窓口相談に行ったときに、この電動車椅子の担当の方においても、失礼です  
けれども、このジョイスティックとハンドル型の特性の違いを十分理解なさって、ご指導  
いただいたのではないと、ましてや介護保険の適用ということで、介護保険のところへも  
こういう車椅子で生活したいんですと言ったって、私の納得いけるようなご回答は頂戴で  
きませんでした。それぐらい細部の奥に入ると、問題点がいっぱいあるのにも関わらず、  
予算の範囲内でしかサービスが受けられないというところをするならば、まさしく相談、支  
援という中であっては、専門的にきっちりと相手の言うてきたことを理解できるような中  
で、懇切丁寧な相談にさせていただきたい、そういう仕組みを四日市には条例の中でつく  
ていただきたい。まさしく全国的に見てもまだまだ例の障害者差別解消法が適用されて1  
年になっていますけれども、根幹になるところの障害者差別解消法支援地域協議会なるも  
のは、全国的に見てもまだ3分の1ぐらいですやんかね、はっきり言って。そうした中で  
四日市が先駆的に条例の中でこれを取り組んでいただける、そういう中身にして、ぜひお  
願いしたいなということで、また、変なことを言っていますけれども、よろしくお願  
いしたいということでございます。

○ 森川 慎委員

ほかの方もぜひ、相談、こういう相談窓口が欲しいとか、そういうご意見があったら、もっといろんなことを聞きたい。

○ 中川雅晶委員長

ほかの参考人の皆さんでご意見がありましたら、お願いできますでしょうか。  
村田浩之さん、よろしい。

○ 村田浩之参考人

私、就労の話をしたんですけれども、何か話によると相談に行く窓口が違うというような、就労のことはちょっと別ですみたいな、そういうな感じがありまして、だからいったん総合的に受けて、その上で専門部署に行くような感じがいいのかなというふうには思いました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

チャイムが鳴りましたようにお約束の時間がまいりましたので、きょうは2部制を敷いておりまして、1部はこの程度で終了したいと思います。

参考人の皆様におかれましては本当にお忙しい中お越しをいただきましたことをまことに、本当にありがとうございます。本日頂戴しましたご意見は今後の議論の中で本当に参考にさせていただきたいというように思っております。皆さんの貴重なご意見まことにまことにありがとうございました。

それでは、委員の皆さんにおかれましては、2部は1時30分より再開をさせていただきますので、ご参集くださいますようよろしく願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

12:02 休憩

---

13:30 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、障害者差別解消条例等調査特別委員会、本日は午前中に引き続き委員の皆さんにおかれましては第2部として参考人の皆さんをお招きして委員との意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の会議は、15時までを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。1時間程度経過しましたら、10分程度休憩をとらせていただきたいと思いますと思いますが、途中、もし参考人の皆さんで体調がすぐれない場合は、ご無理なさらないように、遠慮せずにお申し出、もしくは退席いただいて結構ですので、よろしくお願いをいたします。

なお、四日市市議会では、特別委員会のインターネット中継を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。ただ、インターネット中継、委員の顔は映っておるんですけども、参考人の皆さんは顔は映っておりませんので、ただ、音声のほうは放送されますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、委員の皆さんお手元に追加の資料として障害者差別の事例というのと、それから難病とはという資料をお配りさせていただいておりますので、ご確認よろしくお願いをいたします。

それでは、まず最初に、委員のほうの紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私、当特別委員会の委員長をさせていただいております中川雅晶です、よろしくお願いいたします。

それでは、副委員長も。

○ **三木 隆副委員長**

三木 隆です。よろしくお願い致します。

○ **石川善己委員**

石川善己です。どうぞよろしくお願い致します。

○ **谷口周司委員**

谷口周司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **森川 慎委員**

森川 慎と申します。

○ 樋口龍馬委員

樋口龍馬です。よろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員

竹野兼主です。よろしくお願いいたします。

○ 豊田祥司委員

豊田祥司です。

○ 三平一良委員

三平一良でございます。

○ 川村幸康委員

川村幸康です。よろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員

こんにちは、中村久雄でございます。よろしくお願いいたします。

○ 日置記平委員

日置です。よろしくお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

荒木美幸でございます。よろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、本日、大変お忙しい中、当委員会へお越しいただきました参考人の皆さんを私のほうから紹介をさせていただきます。前列より、三重県自閉症協会四日市ブロック、

藤井慎平様。その支援者であります藤井滋子様。よろしくお願いいたします。

四日市市手をつなぐ育成会、水谷友香様。同じく支援者の水谷 泉様、よろしくお願いいたします。

それから、三重県難病相談支援センター、河原洋紀様と移動支援者の方、よろしくお願いいたします。

三重県身体障害者総合福祉センター、小山富弘様、よろしくお願いいたします。

三重県身体障害者総合福祉センター、伊藤ひとみ様、よろしくお願いいたします。

ポッチャコロコロ四日市、古畑ふさ子様、よろしくお願いいたします。同じく、意思疎通支援者、それから移動支援者の方も同席していただいていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより意見交換会に移りたいというふうに思います。

この意見交換会については、皆様方との意見交換を通して、今後の議論のご参考とさせていただきますためのものでもあります。皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思しますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

事前にお伺いをさせていただいている質問事項についてですが、皆さんには事前に三つの質問事項をお伝えさせていただいています。

一つ目は、日常生活の中で障害に対する配慮が足りないと感じたこと、また、配慮がなされていると感じたこと。二つ目に差別を受けたり、困ったときの相談について。そして、三つ目に障害への理解を進めるために必要なこと、この3点につきましてお伺いをさせていただきたい、意見を頂戴したいと思しますので、何とぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、まず最初に、藤井慎平様からよろしくお願いいたします。

#### ○ 藤井滋子参考人

私が代理でよろしいでしょうか。

#### ○ 中川雅晶委員長

はい。よろしくお願いいたします。

#### ○ 藤井滋子参考人

失礼します。藤井と申します、よろしく申し上げます。

私個人だけではなく、自閉症協会のほうにもちょっと皆さんにお尋ねしまして、これまでの経験、古い話でもいいので、ちょっといろいろ出してということをお願いしました。その事例をちょっとまとめさせていただきましたので、本当に差別なのかどうなのかと思うものもありましたが、そこに分野ごとにまとめました。やっぱり一番大きいのは、今から3年半前になりますが、障害者権利条約というものを日本も批准しました。世界で141番目だったと思いますけれども、批准したその条約の中には、障害がある人もない人も住む場所とかを選ぶ権利があるとか、最低限の芸術とか、文化とか、あるいはスポーツを楽しむ権利というものが保障されているはずだと思うんですけれども、なかなかそういうものが楽しめないというのが現実にはあるなということを感じています。大体そこに書いた事例は、同じように楽しめていない、あるいは選ぶ権利が保障されていないのではないかとと思われることがほとんどです。ここにはちょっと書きそびれたことが二つありまして、一つは、私、今子供が21歳なので、先々のことをすごく考えているんですけれども、例えば子供がいずれひとり暮らしをするとか、そういうことも考えて例えばマンションとかアパートとかを借りたいなと思っても、本人の名義では絶対借りれない、契約できない、親がかわりに契約したとしても、実際住む人が障害があると断られるということがほとんどなんです。それってどうやって自立したらいいのか。グループホームとかも少ないし、地域で暮らしていくにはいろいろ不安もあって、ひとり暮らしの経験をさせたいと思ってもそういう壁があります。それは障害者だけじゃなくて、外国人の人も貸してもらえないところはいっぱいあるし、あるいは高齢者でも最近はお断り、ずっと住んでいる人ならいいんだと思うんですけど高齢になったからそういうところに住もうと思うと、壁があるということをお聞きしますので、なかなかそういう選ぶ権利とか、自分が好きなようにやるって、好きな暮らしを選ぶという権利はなかなか保障されていないんじゃないかなと思います。

それと、ちょっと若いお母さんたちの話ですけれども、教育関係のところでもその事例に書かせていただいたんですけれども、大体のお母さんは、子供を地元の小学校に入れたいと思うんです。委員の皆さんももしご自身のお子さんが重い障害があったらどうだろうと考えていただきたいんですけれども、どんなに重くてもやっぱり地元の学校に入れたいとか、地域で暮らしていくために、地域の人に顔を覚えてほしい、地元で仲間をつくってほしいと思うのが自然だと思うんですけれども、実際には重度であると就学前相談でこんな重い子は無理だみたいなことをやっぱり言われるんです。文科省のホームページを見ると、

ちゃんと保護者や本人の希望が最優先ということが書いてありますし、書いてあるんですけど、現実にはなかなかそうはいかないと、実際脅されるようなことをいっぱい言われる。そこに書いたことは本当に言われているお母さんたちの生の声なんです。コミュニケーションのとれない子は無理だとか、そういうことを本当に言われて、就学前相談がだんだん回を重ねるごとに、教育委員会の先生がふえていって、そこへ、支援学校へ行きますと言わざるを得ないようになってしまったりとか、実際に地元の小学校へ行ってもお母さんついてきてください。ずっと学校に在ることを求められたりとか、そういうことがあります。

それから、もう一つここに書かなかったこととして、ちょっと病んでらっしゃる先生がよく特別支援学級の担任になります。この場で言っているのかどうかわからないんですけども、やっぱり40人の通常学級は任せられないけど、障害児学級ならいいだろうみたいなどころが実際ありまして、その辺はちょっと預ける親としては複雑な思いです。でも、先生にももちろん働く権利もあるし、精神障害だって言えばそれも障害なので、その方の人権とかそういうことを考えると非常に複雑な思いではあるので、ここに書くことは控えさせていただきましたが、現実の親の思いとしてちょっとお伝えできればなと思います。いろいろと私も子供を育てて21年ですけど、昔に比べたら随分と理解は進んだと思うし、共生社会という言葉も聞いても久しいですが、まだまだ思うこともあります。進んできたなと思うことも本当にたくさんあって、関係者の方々のご尽力には本当に感謝申し上げたいと思います。

済みません、以上です。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、四日市市手をつなぐ育成会、水谷友香さん、水谷 泉さん、よろしく願いいたします。

## ○ 水谷 泉参考人

済みません、四日市市手をつなぐ育成会の水谷と申します。

四日市市手をつなぐ育成会といいますのは、知的障害者の本人、あとは家族の団体です。四日市の中では一番古い知的障害者の会ではないかなと思いますし、一番今会員数が200ちょっととしまして、一番大きな会ではないかなと思います。そこで、今回代表に選んで

いただきまして、どうもありがとうございます。特にといたしますか、何をと私今考えてこなかったんですけれども、世の中本当に法律もそろってきまして、差別解消法も整って、合理的配慮という言葉も日常的に聞けるようになってきて、障害の人たちにはとても昔に比べれば暮らしやすくなってきたのではないかなと思います。でも、まだまだのところもあるのかなと思うんですけれども、何せ知的障害者の人たちですので、なかなか無理といえますか、嫌なことが感じにくいと思うんです。私の娘が今24歳になりました。娘は一般就労もしてまして、とてもいい環境に置いていただいているなど、いいチャンスをいつもいただきながら24年間生きてきたなと思うんです。私もすごいたくさんの支援者の方に助けていただいたり、いいお話をいただいたり、私の愚痴を聞いてもらったりということで、24年間嫌だなというよりは、楽しく娘と一緒に生きてきました。今、本当にいろんなことで障害者の人たちが考えてもらえるというのはとてもいい時代になったなと思うんですけど、でもやはり暮らしにくいこともあるかなと思いますが、その知的障害者の人たちが暮らしにくいことをどう支援者として引き出していったらいいのかなって、親としてどこをどう助けたらいいのかなと思うんです。きょうでもこういう会があるよというのは私も説明を娘にしました。でも、やっぱりそこがわからないのが知的障害者で、何か困っていることがあるか話してほしいんだってということを言いましたが、本人、過ぎたことはすぐ忘れてるし、そのときそのときは困っていることもあるし、うれしいこともあると思うんですが、なかなかそれを出せないのが知的障害者じゃないのかなと思うんです。だから、何をどうしてほしいかというのも、私自身まだ24年付き合ってきてわからないので、何をどうしていったらいいかわからないんですけど、でも、こういう知的障害者の人たちがいて、こういう暮らしをしている、こんなことをしているということをわかってもらうことが一番何が足りないということがわかるんじゃないのかなと思うので、私はたくさん障害に関係のない人たちが障害の人たちとかかわってほしい、障害者を育ててきた親たちとも会話をたくさんしてほしいなと思って、自分なりにはたくさんいろんな人と知り合い、いろんな人たちに私の現状を、娘の現状を伝えるようにしているんですが、なかなかそんな機会がないので、小学生は普通に支援クラスにいる障害者の人たちとかかわることが上手にできるんですね、普通なんですよ。普通に学校生活で障害者もいるし、足の遅い子もいるし、太った子もいるしという感じで、1人の人間として付き合い方を上手にもらえるんです。だから大人の方は何でできないんだろうなと思うので、大人の人たちは多分障害者の人たちと付き合うことがないので、どう付き合ったらいいかわからないので、引



いてしまうのかなと思うし、何もできない子たちなんだろうなと思うんじゃないかなと思うんです。なので、かかわっていける場所をたくさんふやして行ってほしいなと思うし、ぜひ、手をつなぐ育成会のほうにもたくさんの方たちかかわってほしいなと思います。いつでも見てほしいなと思います。何か全然意見としてなっていないかもしれないんですけども、ありがとうございます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、三重県難病相談支援センターの河原洋紀様、よろしく願いいたします。

## ○ 河原洋紀参考人

三重県難病相談支援センターの河原と申します。このような機会をつくっていただきまして、本当にまことにありがとうございます。

私は、網膜色素変性症という難病が原因で全盲になりました。少しお話したいんですけども、三重県中で難病で医療費の助成を受けてみえるのが1万4800人みえます。それは難病として認められた中でを受けてみえるのが、それで、この当四日市市は2470名ぐらいの方が難病の医療費助成を受けてみえます。がしかしながら、ここで皆さんにお願いしたいんですけども、難病であっても障害手帳を取得にまだ至っていないという方が約75%ぐらいおられます。その方は、立場としましては、健常者と障害者のはざまにあるんです。ということは、いろんな福祉制度、いろんな制度にのらないということが現状でございます。平成23年8月に障害者基本法の理念法が改正されまして、難病もそのうちに入りました。平成25年4月1日から総合支援法の中にも少し難病も施策として組み込んでいただきました。平成28年4月から障害者差別解消法ができました。このような中で、私たち今、障害者手帳をお持ちの方については、それなりの施策は受けられます。ただ、その難病でありながら、障害者手帳をもらえない、薬も飲まなければならない、いろんな運動に制限がある、がしかしながら働かなければならないということで、まず2番へ行きたいと思えます。

②では、やっぱり当難病相談支援センターに1年間で1700件ぐらいの相談件数がございます。そのうち就労の相談件数が約38%ぐらい占めております。実は、これは何をやって

いるかということで、今、難病者にとって就職ということがなかなか難しいんです。ただ、手帳を持っていないから障害者の雇用率にカウントされないから企業さんはなかなかそういうことを目に向けていただくこともできませんし、ちょっと体が少し弱いのであれば、ちょっと、さぼっておるんとちゃうか、本当に怠け病とちゃうかと、これ、見られて、就労ということがなかなかしづらいのが現状でございます。

それから、特に私たち当センターが就労相談員という特別な担当を設けて、いろんなことの就労に当たっています。お手元の資料にもいろいろあると思いますけれども、就労の困難の中で本当に働いていた難病やで退院して来たら、切って張ったら治るので、普通の人のように働けるやろうとそう言われてやめた方もおみえです。退院してきて戻ってきたら自分の席がなかったと、いろいろ就労ニーズが、いろんなことが現状として起こってきて、ただ難病が発病したがゆえに会社をやめなければならない、がしかしながら、障害者年金はもらえないので働かなければならないということで、すごい葛藤があるのが今難病の就労支援をしている担当者としての苦悩でございます。

3番に行きます。

東京発で京都へ来まして、三重県でのヘルプマークということが提唱され、今議会でも話題になっておると思うんですけども、私は視覚障害者で白杖を持っています。ですから障害者やということがわかります。車椅子に乗られてみえる方は障害があるんやということがわかるんですけども、難病者全てが内部疾患であったり、血液疾患であったりというようなことがあるので、やっぱりそのことをほかの人に言うのはやっぱりヘルプマークを全国的に展開することは私はいいかんと思っています。特に困ったときにそれを出したら、それなりの支援が受けられるというヘルプマークの推進がええと思うんですけども、ただ、少し、私たちが教えないかんのは、小さい小学生の方に教育として障害者の実際の教育出前講座というんですか、障害者自身が出て行って、こういうことがありますよとみずから体験を通して、そういうことをすることが私は障害教育としていいんだと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、三重県身体障害者総合福祉センター、小山富弘様、よろしくお

願いたします。

## ○ 小山富弘参考人

私ども三重県身体障害者総合福祉センターは、障害者スポーツのたくさん推進するための事業を行っている施設でございます。そういったことから、スポーツという場面に特化したお話をさせていただこうと思います。必ずしもこの委員会さんの議題に合致するかどうかはわかりませんが、実感としてそういうスポーツのイベント等をさせていただいている中で思うことを幾つか述べさせていただきます。

配慮面ですが、費用がかかる配慮、費用がかからない配慮あると思うんですが、なかなか難しいですが、費用のかかる配慮で実感するところは、例えば陸上競技場などは正式な競技になればなるほど競技場への出入りが当然ですけれども障害を持った選手であれ、出番の選手しか競技場に入ってはいけないというルールがありまして、そうすると障害を持った選手の待機場所がどうしてもグラウンドのスタンド席になるんですが、そういった正式な競技になればなるほどそういうエレベーター、特に車椅子の選手などにとってはエレベーターが必要となってきますので、たくさん運動施設はあるんですけれども、正式な競技、あるいは、今、三重国体やその後の三重県障がい者スポーツ、全国障害者スポーツ大会の三重大会の開催などで、障害者スポーツ盛り上げて来ておるわけなんですけど、今後そういった設備が充実したところが選ばれていくのかなというふうに思っております。

また、私どもは、体育館やグラウンドなどの運動施設の貸し出しを行っているというスポーツ施設としての役割もございまして、そういった中ではあってよかったなと思うハード面では、体育館のステージに電動のリフトがありまして、昨年、四日市市出身の車椅子テニスの齋田悟司選手ほか、三重県出身のパラリンピックの選手の方々に来ていただいたイベントを行ったわけなんですけれども、そういった設備があってよかったなというふうなことがこれからどんどんと必要になってくるんだなというふうに思っております。

また、三重県選手、ゆかりの選手だけでなく、パラリンピック等日本の代表選手、代表チームの合宿なども最近三重県で行われるということが多くなってきています。8月にも日本代表の水泳選手やボッチャの選手の合宿が行われたわけなんですけれども、そういった折にホテルの部屋、ホテルをどうするかということが大きな課題となってきます。

普通にもビジネスホテルのシングルの広さ、狭さ。部屋は大丈夫でもお風呂に入れなかったりするということがあって、お風呂はほかのところで借りるかとか、そんなことがハ

一ド面では話題になっているところです。

また、我々貸し出しの運動施設としては体育館がありますけれども、近年災害に備えるなどのことが叫ばれておる中、私どもの体育館は非常ベルが鳴るだけではなくて、フラッシュが点灯する、随所で点灯するという非常の知らせ方もさせていただいておりますので、聴覚の障害の方にも対応できているのかなというふうに思っています。

また、費用の要らない配慮としましては、貸し出し施設の職員として思いますのが、先日聴覚障害の人と探し物のやりとりがあったのですけれども、本当に簡単な要らない紙を切っただけのメモ用紙とただのペンが大変役に立ったということを実感しています。ただ、こっち側も焦りますと字が下手になりますので、スマホのソフトはないのかなといういろいろ探しましたら、スピーチキャンバスというソフトが無料でスマホに話しかけたら文字にしてくれたり、スマホに手で書いたらそれが文字になってスマホに写ったりとか、そういうふうなものもあるので、費用もかからない配慮もいろいろと我々もまだ勉強していけば工夫できるのかなというふうに思っています。

また、一方、配慮の中では、スポーツにおいては人員の確保が必要な配慮というのも多々感じておるところです。これはよその県でもそうらしいんですけれども、全国障害者スポーツ大会、国体が行われていく県においては、障害者スポーツのチームをつくろうとか、そういう動きがされていますけれども、練習場所は確保できても、どうしても例えば知的障害の方が選手の場合、交通手段、送り迎えなどがどうしても課題になってチームづくりがなかなか進まないというふうに聞いています。私どもも運動施設としては交通機関を整備したり、運転手を手配したりということは、それはできないことはわかっておるわけなんですけど、一方、アクセスの方法とか、アクセスの方法の説明の仕方や交通機関の案内の表示の仕方などはこれから工夫をしていけるのかなというふうに思っています。

そして、2点目、相談についてですが、私ども福祉センターとしては、たくさんの方の相談を受け付ける側ということでもありますが、障害を持った方からの相談といたしましても本当に多岐に渡りますので、私どもも自分の施設で対応できないことについては、どちらの機関へご案内していいのかとても迷うことがあります。障害を持った方を対象とした機関はいっぱいあるのはよくわかっております。県の障がい福祉課さんであったり、人権センターさんであったり、市役所さんにも障害福祉課がもちろんありますし、また、県の障害者相談支援センターもありますし、たくさん機関が本当にたくさんあるのはわかっておるわけなんですけど、その中で、こういったご相談はこういったところというその整理

が私どものまだできていないもどかしさといいますか、まだこれも勉強していかなければいけないなというふうに感じています。

そして、3点目、障害への理解を進めるために必要なことですが、スポーツ推進の事業という立場を利用させていただきますと、最近、去年、リオのパラリンピックもありましたし、先ほど申し上げた三重国体、その後行なわれる全国障害者スポーツ大会三重大会の開催などを機に、障害者スポーツの選手が大きく本当に新聞に普通に上げられたり、あるいは市の広報にそういった選手の人物紹介がされたり、全国的であれ、もしくは地元のメディアであれ、障害を持った方、スポーツ選手の登場が本当に多くなったと思います。それは大会結果の報道やあるいは自治体からのそういった選手の表彰などの機会も本当に多くなってきたことで、障害を持った選手が登場する機会が本当に多くなったと思っております。そういったことが今まで障害を持った方を、そういう存在を知らない方にとっても身近に感じていただくいいきっかけになるのかなと思っております。もしかしたら街で出会うかもしれないし、自分の職場の窓口でそういった方が来るかもしれないということが徐々に意識していただけるようになるのかなということで、そういった試合結果や人物のPRにも我々も頑張っていきたいと思っております。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

同じく伊藤ひとみさん、よろしく願いいたします。

#### ○ 伊藤ひとみ参考人

私は実際にスポーツを担当しているものとしてお話をしたいなと思っております。

まず、利用する場合ですけれども、施設を利用する場合に、単独で利用をできない場所があります。断る理由を聞きますと、介助者が必要、必ず安全のために介助者が必要と言われて、断られる場面があります。ふだんその方は一般就労されていて、車で移動もされますし、なんです、そういうときになったときだけ安全ということで、自立を妨げられるときがありました。

それと、車椅子の利用の方の出入り口とか、トイレのやっぱり段差がまだまだ多くて、少しの段差でも介助が必要なき場合があります。

それと、視覚障害の方の点字ブロックは途中で切れていたり、ものが置いてあったりと

か、まだ相変わらずありますので、そこら辺の配慮がまだ欠けているかなと思っています。

それと、精神の方なんですけれども、ほかの方もいるかもしれませんけれども、性同一性障害の方とかもいらっしやいまして、トイレを利用されているときに、多目的トイレを利用されることが多いんですけれども、あと、男女のトイレしかないときに見た目は男性で女性の服を着ておられた方がトイレに入っていくときにやっぱりほかに利用の方がびっくりされる場面もありました。そこら辺の理解とかでそういう多目的トイレの利用とかいうのもちょっと配慮していただきたいかなと思っています。

それと、今地域振興としまして、地元でスポーツとかできるようにということの振興が今広まっているところなんですけれども、なかなか地元のサークルとかクラブとかは利用料金がなくて障害の方は会費が払えないということで、なかなか利用できなかつたりとか、あと、単独で利用したいなと思ったときにも、権限がないので、なかなか特に知的障害の人は、先ほど小山のほうも言ってましたけれども行く手段の交通費のお金だけでもないのに、利用料金が払えないということで利用できない方がいらっしやいます。

ソフト面としましては、上から目線でいきなり声をかけたりとか、特に視覚の方とか知的障害の方は背後からとかびっくりされることが多いんですけれども、どうしてもおしゃべりになる方がいらっしやいます。それと、早口でしゃべったりとか、焦らせたり、早くしなさいとか、あと、ルール。障害の方は、例えば本当に個人なので、ルールはその方に応じてゆっくりとルールを学んでいただきたいかなと思っていますところなんですけれども、どうしても体育のほうから入っていらっしやった方は、障害を理解せずにルールをしっかりと学んで、ルールどおりにさせなければという感じでさせてしまうところがあります。

それと、意見を聞かずに勝手に手伝ってしまう方もいます。ご本人主体でそのスポーツ自体がなかなか楽しめないという方が多々いらっしやるかなと思っています。

そういった足りないこともあるんですけれども、お伝えして、施設側と交渉したりして、個別に今度行ったときには、着がえやすいようにベンチとかの設置がしていただいてあったりとか、段差解消していただいてあったりとか、利用料金のほうをちょっと考えますということをお願いしたり、要約手話さんの対応が難しいときには、筆談のメモが用意してあったりとか、改善していただいているところがふえてきました。

それと、駐車場につきましても、屋根つきのところがふえてきましたので、そこもありがたいことかなと思っています。

それと、二つ目の差別を受けたとき、困ったときの相談についてなんですけれども、自分で電話とか、メールとかで相談できる方はいいかなと思うんですけれども、特に知的障害の方とか、なかなかどうしていいのかわからない方については、手段とあと相談場所自体もわからない人がいますので、そこにもう少しわかりやすく、字だけじゃなくて、チラシとかそういうのでわかりやすく広報していくことも大事かなと思います。

そして、三つ目の障害への理解を進めるために必要なことということで、毎年この四日市の四日市ドームさんでもスポーツレクリエーション、スポレク祭というものを開催させていただいているんですけれども、そういうときには障害の方、ある方ない方、あと学生さんとか、いろんな方に来ていただいて交流を深めていただいています。実際に障害の方と触れ合うということで理解を深めていっていただけるんじゃないかと思っています。

そして、その障害者スポーツもそのときに体験していただいているんですけれども、そういう体験を通して、そのスポーツをされている方が努力していること、あと、不便さとかも体験してもらって、その不便さとか、大変さを障害の方だけじゃなくて、子供さんとか、高齢の方も感じていることなので、その方たちがスポーツをしやすくなったと思うことは私たちも便利になったことかなと思っています。一生涯のスポーツのほうは、障害者スポーツのノウハウが必ず生きてくるものだなと思っていますので、今後そういう活動が生きていけばなと思っています。

以上です。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、ボッチャサークルコロコロ四日市のボッチャの全国大会出場選手であられる古畑ふさ子さん、よろしくお願いします。

## ○ 古畑ふさ子参考人（意思疎通支援者）

古畑ふさ子さんのかわりにいろいろきょう、古畑さんとお話しさせていただいたことをお話しさせていただきます。

ボッチャサークルコロコロ四日市が立ち上がって3年弱になるんですけれども、今、西日野の体育館を使わせてもらうことが多いんです。月1回練習をやっています。そこで思うことは、坂が多いので、交通手段としてタクシーを利用する以外、バス、電車ではなか

なか難しいなと思うことと、あと、古畑さんがよく言われるのは、三重団地もそうなんですけれども、坂がとても多くでこぼこ道、歩道がほとんどでこぼこで、車椅子ではほとんど揺れて揺れて——この人頸椎ちょっと損傷しているんですけど——余りよくないというので、もう少し整備をしてほしいな。それで、車道のほうが穴が開いていたりすると、すぐ直してもらえるのに、歩道のほうはなかなか思うように直していただけないということがあります。それが一番配慮が足りないなって感じたことだと言っていました。

あと、配慮がなされていると感じたことは、最近よく出かけるんですけども、駅のほうの配慮というか、駅員さんの配慮がすごくいいというのを感じます。

あと、2番の差別を受けたり、困ったときの相談というのですが、差別を受けたと感じることはあるんですけど、それを困ったとは余り古畑さんは思わないと言われます。困ったときに相談するというより、自分でその方に直接何ですかということが多いそうです。

あと、3番ですけど、やっぱり皆さんおっしゃってみえましたが、小さいときから障害者さんとの触れ合いを多くするという教育をもっと多くしてほしいと思いますと言われています。

あと、街路樹というか、歩道に木を植えていますよね、その根っこが出てきて、幅がほとんどその根っこで盛り上がり出たりとかで、やっぱり車椅子ではちょっと走りづらいということです。

あと、くすの木パーキングのエレベーターの使用時間が決まっているみたいで、朝の10時からしか動かないというのがちょっと不便を感じているそうです。

あと、もう一つ、済みません、西日野の体育館なんですけれども、空調設備が整っていないので、体が動かない人が多いので、スポーツをするためには、やっぱり空調設備が整っていないとスポーツするのは難しいということです。

以上です。ありがとうございます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

では、ここから委員から参考人の皆さんへのご質問や参考人の皆さんから委員へのご意見などを頂戴したいと思います。なお、発言につきましては、挙手をいただいた後、私が指名した後にご発言いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

本日多岐に渡って教育の観点であったりとか、それから不動産契約がなかなかしづらい、



これは障害者だけではなくて、外国人の方、それから高齢者の方、まさに今国で新たな住宅セーフティネット法が改正をされて、こういうところにもという意図があるのかなと思いつつ、でも現実的にはそうではないというところのご指摘であったりとか、支援学級の問題やまた通常の教育を受ける場合に、午前中もありましたが医療的ケアというところの側面とかというのもご意見いただいたかなと思いますし、また、知的障害の難しさであったりとか、また、なかなか理解を得られないという部分のご指摘であったりとか、また、難病の障害者手帳のないところの問題であったりとか、特に雇用であったりとか、またヘルプマークの重要性なんかをご指摘いただいたのではないかなと思います。また、障害者スポーツの観点で最後さまざまご意見を賜りました。こういったところに関して、委員の皆さんからの質問等お受けしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

## ○ 樋口龍馬委員

先ほど、午前中も言わせていただいたんですけど、うちの息子もB2知的で療育手帳をとっているんですけども、なかなかやっぱり学校は結構厳しいことを言うんですね。僕は、中学校1年生の子供なんですけど、今の時点で普通高校は絶対無理だと、田中ビネーの52なので、中程度なのかなとは思いますが、厳しいですね。子供の可能性を伸ばすことより、社会的自立というのを盾にはされるんですけども、なかなか進みたいところに進めるような選択肢は準備されていないのかな。そんな中で何ができるのかなというのを常に親としても考えていて、ただ、私がものを言っていくと立場も立場なもので、我がままになっていかんのかなと思って伝え切れんところもあって、親の会とか、保護者の会といわれるものを皆さん、きょうお越しにいただいている方がそうかなとは思いますが、そこに対する支援体制がまだちょっと十分じゃないのかなというふうに私は考えています。四日市の相談支援ファイルについても書き方も非常に難しいし、できれば障害のある子だけじゃなくて、全部の子供に相談支援ファイルを書いてもらうようになっていくともっといいのかなと僕は勝手に思っているんですけど、書き方も本当に難しく、写真をつけるときも好きなときに写真を撮ってくださいみたいな話だったり、ちょっとでも気にかかることがあったら書いてくださいと言われるけど、多分読んでいる先生も意味が分からずに相談支援ファイルを読んでいるのかなというふうに自分は思っています。だから、この条例ができ上がっていく中で、実は保護者の会ってもう少し程度に応じてというのか、障害の程度に応じて親の会というのは細分化されなきゃいけないのかなと、それをまとめ

上げていくような場所があってという流れがないといけないのかなというふうに自分は考えています。倉敷市なんかはそういうふうになっていて、非常に行政とも連携もうまくとれているところがあるのを見てきているんです。自分としてはまだ保護者の会に入っていないんですけれども、これからはそういうことも考えていかなきゃいけないし、条例の中でそういった保護者の会に対する支援体制をつくっていくみたいなことがどこかに何らかの形で、余り明文化はできないかもしれないけど、入ったらどうかなと私は勝手に思っておるんですが、きょうお越しの保護者の方たちというのはどういうふうに思っているのか、そのあたりをお尋ねしたいなというところがまず一つです。

### ○ 中川雅晶委員長

どなたにですか。できれば、藤井さん、または水谷さんに。じゃ、水谷様、よろしくお願いたします。

### ○ 水谷 泉参考人

水谷です。

学校の選択は、本当に高校になりますと、中3から準備したのでは遅くて、取得しておかないといけないことがあったりとかするので、本当は中学に入ったときから、できれば小学校のうちからどういう選択肢にしていくかということを経験していかないと、教育委員会側からも本当はどうしますかという親身な相談もないといけないのかなと思いますが、現在はないというか、支援学校に行くだろうという暗黙のという感じで進められているのかなというのは感じます。

親の会の役割としては、この手をつなぐ育成会も三十何年動いている会なんですけれども、やはり少しずつ会員が減ってきているという状況です。なぜ減っているかといいますと、今障害を抱えた親御さんも働きに出ていることが大きな原因かなとも思います。なので、世の中もこういう親の会も余り求められていないこともあるのかなとも思うし、まだまだ必要だといって、頑張っているところもありますしというところなので、これはもちろんどこかからの支援があって、同じような悩み事の人たちで一つの会がありということが一番それは進みやすいのかなとも思いますし、同じような人たちが行政のほうに働きかけていく、どこか同じようなところに働きかけていくというのがあれば、一番それが理想的かなとは思っています。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

藤井様、よろしくお願いいたします。

## ○ 藤井滋子参考人

樋口委員の問いに対して答え、的確かどうかはわからないんですけども、まず、学校の選択ということに関しては、私、自分が子供を育てていて、たくさんの親御さんと接していて思うことなんですけど、今の世の中は本当に障害者の幸せは親の力量で決まるなって本当に思っています。子供の障害を認識しているかどうかで随分変わってくると思うんです。私たち今ここにいる子供たち2人とも知的なおくれがあるので、ちっちゃい段階でわかっているんで、認めざるを得なくて、そのように育ててきましたけど、自閉症というのはあらゆる知的レベルに発症する障害で、知的なおくれがあればちっちゃいときにわかっているんですけど、わかりづらい。何かちっちゃいときってみんな何か落ち着きないし、何となく学校時代はちょっと変わった子だなとか、ちょっと落ち着きないな、ちょっと個性が強いなぐらいで過ぎていくんですけど、高校ぐらいに入ったらわかったりとか、遅い人は大学入ってわかる。この前も、聞いた話ですけど、京都大学に行った——多分発達障害間違いないんですけど——学生が親元を離れて出ていったと。1人で暮らし始めた、でも遅刻ばかりで全然起きれないんです、生活ができないんです。あるとき試験があつて、遅刻しながらも学校へ行った。そうしたらどこの部屋で試験をやっているかわからなくて、わからなくて帰ってきたと言うんです。あり得ないですよ、わからなかったら聞くというのが普通だと思うんですけど、でも多分私自閉症だと思っているんですけど、そういうふうに何となく学生時代過ぎてきたという人が結構多くて、それが最近メディアなんかでも取り上げられている大人の発達障害だと思うんですけど、就職したら何か人と協力するのがやっぱり難しく、電話しながらメモがとれないとか、人とうまくやっていくことができない。ちょっとちゃんとやっておいてとか、適当にやっておいてと言われても、適当とか、ちゃんとというのが定義がはっきりしないので、わからないとか、きれいにしておいて、そういう曖昧な言葉だとわからない。そうすると病んでしまって、クリニックに行ったらわかったということが結構あるんです。そんなふうにそうやってちっちゃいときはわからなくても、後からわかった場合にやり直しができる社会であってほしいということ

と、学校を選択するというのもそうなんですけど、もし、障害があるということがわかっているんだったら、本当に将来どうしたいかという明確なビジョンをやっぱり親子でって言ったらいいんですか、本人の希望もですけども、そういうことを一緒に考えてあげられて、教育関係者も親身になってくれているような体制があると本当にいいなと思っています。今の状態だと、おっしゃった52というIQだと普通の高校へ行けるレベルだと思うんですよ、絶対どこかに入れるんです。でも、入っても、そこで何をするかと考えたときに、普通科行ってその後就労できるのかとか、大学行ってその後どうなるということを考えていくと、今結構大学でも発達障害の人の支援センターというのが結構できていて、例えば時間割りを組むとか、日々に生活の支援なんか、就労の支援とかも結構してくれるので、行ける大学は絶対あると思うし、何らかの助けは受けられると思うんです。でも、大学へ行くと、結構学部とか、学科とか、サークルとか、同じ目的のために集まっている人がいるので、結構大学はうまくいくんですけど、高校って難しいんですよ。いじめを受けることも本当に多いし、なので、選択肢をどうするかと考えるときには、本当にしっかりと考えることが必要だし、でも、情報というのはなかなかたくさん情報が与えられているわけではないと思うので、頑張った親は情報を得られるけれども、余り考えていないと後でしまったということがよくあることだと思います。

それから、親の会の役割については、水谷さんおっしゃったようにやっぱり親の会というのが人数どこでも減っていて、これは全国的な傾向なんですけれども一つには情報がやっぱり簡単に入手できるということがあって、自閉症協会も今から30年ぐらい前にできた団体なんですけれども、自閉症という言葉がまだまだ世の中に浸透していなくて、親の育て方が悪いとか、しつけが悪いからそうなるというふうに、そういうふうに思っている人がたくさんいた時代に、ちょっとでも啓発を進めていこうということで全国各地にできた団体がまとまったのが日本自閉症協会なんです。そのころはとにかく障害のことをわかってもらう、障害のある子も地元の学校で受け入れてもらう、特殊学級をつくってもらうということが目標だったんですけど、今はもういかに福祉サービスを充実させるかとか、そういうふうに大分変わってきて、若いお母さんたちのニーズも本当に変わってきました。一昔前は子供が重度の障害があると本当に働けなかった。実際に子供の送迎とか、日々のことがいろいろあって働けなかった時代だったんですけど、今は本当に福祉サービスも充実して、随分政府としても女性も働きなさいみたいになってきているので、働けることはすばらしいことだと思います。でも、実際に育てていくと、本当に子供にすごくかかわる時

間、私たちはありましたけれども、今のお母さんは本当にそれが減っているんじゃないかなということはずごく思っていて、預けてもいいけど、もっとちゃんとかかわる時間も持ってねとは言っているんですが、ニーズとしては、本当に会に求めるものが随分変わってきたし、手軽に情報を得られるということで、入る人は本当に減っているなと思っています。

済みません、ちょっと、なかなかわかんないんですけど、もし何かあったら。

#### ○ 樋口龍馬委員

私の相談になっちゃったみたいで、大変申しわけなかったんですが、そういう側面は側面として捉えさせていただいて、やっぱり親のほうが先に基本的に考えたら死ぬので、結局自立支援をどうしていくのかというのと、社会に出た後にやっぱり誰かに支えてもらわなきゃいけない側面は絶対に残ってくるんですよ。障害がなくなるわけではないので、それをどういうふうに認めていくのかという、周りにいる人たちや企業の人たちの意識の醸成というのをこの条例の中でしていかないと、何にもならない条例なのかなというふうに自分は思っているんで、そこに注力をしていきたいなというふうに思っています。もし、それ以外の部分でこういうことも入れようよということがあれば、また後ほど教えていただければなと思うんですが、もう一点いいですか。

#### ○ 中川雅晶委員長

はい、どうぞ。

#### ○ 樋口龍馬委員

ちょっとヘルプマークの件で私もずっと一般質問で2回ほど取り上げさせていただいて、このたび四日市のほうも何とか、J I S規格になるという流れに応じて、積極的に啓発、採用していきたいというような答弁もいただいた直後に小崎さんという方がヘルプマークの寄附をされまして、それを健康福祉部長が受け取るというようなこともつい最近起こった出来事でありまして、四日市のほうでもこれからは推進啓発をしていってくれるのかなというふうに思います。

自分も先日、出張で東京のほうに出たときに、初めてヘルプマークをつけてみえる方に行き合わせまして、どういうことが書いてあるのかなというのを少し見させていただいて、

電車の乗降で少しお手伝いをさせてもらったんですけれども、それだけでも大変に感謝をされたという覚えがあります。

難病協会の皆さんとしても推進をどういうふうにしていきたいかというところがあればというところをお聞きしたいのと、それでもし条例にこういうことが盛り込んであるとより推進ができるよねというヒントがあるようでしたらあわせてお教えいただきたい。

さらには、難病にまだ認められていない内部疾患がたくさんありますよね。これについても今後必要に応じてふやしていかなきゃいけないというふうに私は思っているんですが、この条例が少しでもそういったことに役に立つようなことがあるのであれば、ヒントをいただきたいということをお尋ねいたします。

#### ○ 中川雅晶委員長

河原様、よろしく申し上げます。

#### ○ 河原洋紀参考人

河原です。先ほどのご意見なんですけど、ヘルプマークは、私もそれは全国统一、どこでも同じマークでなければならない、J I S規格が普及することが一番やと私は思っています。

あと、難病って厚労省で定めている難病は、約7000疾患ぐらいあるんです。この総合支援法に指定されたのは、356疾患です。ですから、これからは私個人の意見ですけれども、今思いやり駐車場のマークありますよね。そのような誰でもがそのヘルプマークを使えるようなそういう仕組みづくりをもし条例にでも盛り込んでもらうことは確かにいいかなと私個人の意見だと思いますけれども。

あと、それを含めてするのはやっぱり行政もメディアもいろいろマスコミ等もやっぱりそういうことの普及はしていただかないと、普通の人でしたら難病の方でも、例えば身体の内臓疾患の方でしたら絶対わかりませんよね。当事者、S C Dって難病の方なんですけれども、午前中に話があった村田さんのもう少し軽い人はやっぱりそれがあるとちょっと口が止まったことによっては助けてほしいんやということをおっしゃって必死に、彼がちょっと世界一周されたときにそういうことをおっしゃって見えました。あちらこちらでもやっぱりそういうことがあれば、すごくやりやすいので、ぜひとも全国展開して、まず当地からというのも全国発信するのもいいと思うんですけど、そのような仕組みにされたらいか

がかなと思うので、よろしいでしょうか。私、答えになりましたかね。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 中村久雄委員

午前中もそうだったんですけど、3番の質問の障害への理解を進めるために必要なことというところで、やはり、まず知ってもらい、触れ合うというのも先ほどの答えにもありましたけど、その中で、きょうはスポーツの関係の方が多団体いらっしやって、やっぱりスポーツの場でいろんなところで健常の方と触れ合うというのを進めるのが本当にやりやすい方法かなとは思んですけど、実際に障害をお持ちの方のスポーツの中に健常と呼ばれる方と一緒にやっている機会なんていうのはどれぐらいの頻度であるんですかね。

○ 中川雅晶委員長

どちらが……。小山様、よろしく申し上げます。

○ 小山富弘参考人

例えば私どもが運営することであると、6月に四日市でさせていただいているふれあいスポレク祭という四日市ドームでのイベントであったり、最近始めました10月に去年は行ったんですけども、私どもの施設全体を使つての障害者スポーツフェスティバルというものであったりしますけれども、最近、ふえていると実感しますが、地域の小学校やあるいは福祉事業所や社会福祉協議会等でのスポーツ教室というのがふえてきておるように思います。これは、今月だけで例えば月1回、2回、もっとありますか。そういった機会が隣の伊藤がそういう市町や機関の要請に応じてスポーツ指導員として行かせていただくんですけども、そういったときも健常の方との触れ合いの状況というのはどうなんでしょう。

○ 中川雅晶委員長

伊藤様、よろしく申し上げます。

○ 伊藤ひとみ参考人

触れ合うというか、なかなか障害者スポーツというと、イメージとしてはすごく車椅子バスケットとか、華やかだと思えるんですけども、ふだん練習されている努力を知っていただきたいなと思うことで、車椅子に乗って普通のゴールやパスってすごく大変なんですよ。ああいうふうにするには私らはジャンプして、やっぱりやっているんですよ。ああいう経験を通して、日ごろ皆さんがいかに筋力を鍛えていらっしゃるか。車椅子のバスケットだけじゃなくて、水泳の方でもどなたでもそうなんですけれども、皆さんふだんやっぱり陰で努力をされてやっていますので、そういう大変さというか、すごい努力を知っていただきたいなと思うのと、あと、障害特有のルールがなぜあるかっていうと、楽しむためにはやっぱりルールがいろいろあるということを知っていただいて、まずは楽しんでいただきながらからでも導入させていただいて、こういうルールがあるんだなということがわかっていただいてから、その上のステップを目指していただいている今状況になっています。小学校、中学校、あと今は体育推進員さんが結構積極的に障害のほうにいらっやっています、障害者スポーツ指導員養成講習会というのをうちのほうでさせていただいているんですけども、そこに障害を理解してスポーツをする、もともと普通のバレーとか、ソフトボールとか、そういう資格を持っていらっやった方が障害を理解して三障害の勉強もしますので、それを理解しながらしていただいて、実際にボランティアとしてもやっただいてということで、少しずつ理解は深まっているんじゃないかなと思っています。

以上です。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。

学校やそういう地域の団体等というのと、もう一つ、民間企業への働きかけなんていうのはどうですかね。これは雇用にもつながってくるので、だからもしこの条例制定するんやったら、やっぱりそういう民間企業の方の努力、社会へのそういう努力も盛り込んだ形で、民間と大人の方が、社会の方が理解を深めていく、その中で、それでこういう障害の



方がこういう適性があるのやとか、全然今までわからなかったけど、こういうことをちゃんと伝えればええんやとか、先ほど藤井さんがおっしゃっていたように、ちゃんとしなさい、きれいに片づけなさいではわからんのやなということがわかっていくようなところも、そういう一つの触れ合いから始まるので、そういう働きかけというのは何か今までありますか。

#### ○ 中川雅晶委員長

はい、伊藤さんよろしく申し上げます。

#### ○ 伊藤ひとみ参考人

まず、県の障害者スポーツ大会というので、予選会とかがあるんですけども、そういうときに一般の企業の方たちにも入っていただいて——ボランティアなので、強制ではないんですけども——何人かは来ていただいています。それが定着しているところもあります。

あとは、一般企業のほうに就労している方に県大会に参加してくださいということで案内はさせていただいて、広まっております。学校卒業した後も来ていただくということで、その企業の方にも障害のスポーツを通して、理解していただけるということで、その方が先ほどお伝えさせてもらった指導員養成講習会に来ていただいた方もいらっしゃいます。

今、まさに今三重県がボッチャブームなんですけれども、ボッチャのそういう寄附していただいた企業さんからどういうルールかというのをまず知りたい、それから障害者スポーツを理解していきたいということで、今一つオファーはあります。

#### ○ 河原洋紀参考人

先ほどの企業とのアクセスということなんですけれども、バリアフリーの出前講座というシステムがあるんです、県派遣の。四日市さんには四日市のほっとねっと四日市さんという方が企業がそういういろんな障害を理解してもらうためにバリアフリー講座ということで、企業に出かけていろいろ企業と障害を理解していただくというこの出前講座も行ってございまして、そういうこと、やはりこちらから出かけていくということも必要だと私は思いますけど。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ここでちょっと1時間たちましたので、しばらく休憩をさせていただきたいと思います。ちょっと10分だけ休憩をさせていただきます。再開は45分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。その後、中村さんまた。

○ 中村久雄委員

いや、もうお礼を言うたら終わりだから。

どうもありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

休憩。

14：35 休憩

---

14：45 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開させていただきます。

中村さんのほう質疑に対して、ボッチャサークルコロコロ四日市から少し。

○ 古畑ふさ子参考人（移動支援者）

ボッチャサークルコロコロ四日市の古畑ふさ子の移動支援者ということで、きょうはここに立たせていただいておりますけれども、中村委員からのご質問で、障害者スポーツに触れ合う機会というのがどのくらいあるのかということですが、私どもコロコロ四日市というのは、月に1度、先ほども言いましたけど笹川の障害者スポーツセンターで練習しております。今度は8月の20日の日曜日ですけれども、昼の1時から練習しておりますので、ぜひお越しいただければと思います。

いつも思うんですけれども、ボッチャというのは先生もご存じだと思うんですが、脳性

麻痺の重度障害者のためにつくられたスポーツなんです。パラリンピックの正式種目で、今、県の伊藤さんも言われましたように、昨年のリオパラリンピックで銀メダルを獲得してか、一気に日本でも認知度が上がりまして、その証拠に一つのボールの値段がちょっと高くなったというぐらい人気が上がって、県も来年の3月には、日本で初めて国際大会を伊勢に誘致したということで、これからどんどんますます、特に三重県内ではボッチャというのが知られていくだろうと思っています。

そういう関係で、ボッチャはどんどん人気になっていくんですけども、当初、古畑ふさ子さん、コロコロ四日市の代表なんですけれども、なぜ立ち上げたかという、この障害者スポーツを通して、一般の健常者の人と触れ合う機会をつくりたい。一番理にかなったことなんですけど、そういう形で立ち上げたサークルで、まさしくその思い通りに今進んでいるんですが、ボッチャスポーツをやっていただくとわかるんですけど、障害があろうと、それから健常だろうと、お子さんだろうと、お年よりだろうと全くハンデなしでできるスポーツなんです。ぜひ、先生も一度お越しいただきたい。ただ、一番最初に申し上げたとおり、笹川のあの体育館は冷房が効かないんです。だからタオルを二、三本持ってきていただきたい。一番怖いのが脳性麻痺とか障害を持った方は自分で体温調整ができない、汗をかけない。どうしても体内にこもってしまうというのがあって、それで大変になってしまうということがあるので、それだけは注意するようにしていますけど、ぜひ四日市もエアコンの聞いた体育館、障害者体育館を無料で使えるようなことを考えていただければなというふうに思います。ぜひ、お越しください。お待ちしております。ありがとうございました。

#### ○ 中村久雄委員

どうもありがとうございます。

毎月第1日曜日ですか。

#### ○ 古畑ふさ子参考人（移動支援者）

それもまた話すと長くなるんですけども、月に1度日曜日、どこかの日曜日なんです。3カ月先の予約しかとれないので、毎月という指定ができななので、第1と指定できないので。

## ○ 中村久雄委員

どうもありがとうございました。

そういうところから障害の持つ方の理解が広まって行って、午前中もあったんですけど、障害を持った人自身が外出する、外へ出ていく。やはり健常者と呼ばれる方の理解を求め、することも大事ですし、自分たちから外へ出て行って、発していくということも大事な事かなと思います。そういうことから、どんどん広がっていくのがいいのかなというふうに思います。それを促進するような形のものができるのであればいいかなと思っていますし、あと、皆さんよくあったのが、歩道の整備。これは、これとは別に道路整備としてやっていかなあかんことやと思っていますので、そういうこともやって行くべきやなということを感じさせていただきました。どうもありがとうございます。

## ○ 中川雅晶委員長

他の委員の皆さん誰か。

## ○ 川村幸康委員

1日ずっと聞かせてもらっておって、今度の障害者差別解消条例というのに入れていかなあかんのは、多分幾つかあるかなというふうに思っておって、一つはやっぱり相談体制の充実をどうするかということと、あと、教育、啓発どうするかということ。それから、あと、障害者それぞれの課題があることに対して、丁寧に実態把握をどうするかというのを三つぐらいの柱かなと思って聞いていたんですよ。実は、私は今一番下の息子は小3やけど、小3は本当にそういう意味ではちょっと私らの教育のときとは違うかわからんけど、障害者の方と一緒にクラス一緒におるもんで、普通に友達みたいにしゃべるやん。言い方ちょっとおかしいですけど、語弊があると、普通にしゃべっておるで、やっぱり私らのこの教育の仕方とは違うな、ある意味、そこはよくなっているというか、進んでいるところかなというふうに思っています。ただ、私は特に同和問題も抱えながらやっておるもんで、同和問題なんかでよくあったのが、今障害者差別の法と私はどっちかというとなんか45年ぐらい前のやつとダブっているんですよ。法ができると仲が悪くなるんです、必ず。今までは同和なら同和の法律ができやん間は同和地区の中である程度仲良くやっていたんです。運動にしる、こういう課題に対しても、ところがやっぱり特別対策の措置法ができてから、政治的なことなり、また、そういったことでそれぞれがそれぞれの山を目指すもんで、非

常にそれぞれが山同士でけんかをしだして、うまく進まなかったなということできくと、もう一度そういったことの背景も見えておるもので、できれば私は四日市市の場合は相談体制の充実なんかで、今やと人権同和とか、障害者とか、いろんなところに窓口割っておるのを一度四日市は最初の入り口だけはきちっと1本化をして、そこで丁寧にコーディネートをしながらか、相談に来た人が迷うことなく、のってもらえるような仕組みづくりをしましょうというような形でやるべきかなということを感じた。

あと、これ、個人的に私が解消法とそれから禁止法の差やけど、過渡期かなというふうには私は思っています。将来的に10年後か20年後にはやっぱり禁止法になるんだろうなというふうに思っていますけど、今のところ表現の自由や政治的な関係もあって、解消法になったのかなって、落としどころはあるけど、特に変わるかなって。この間も話を聞いておいたら、男性の顔のけがと女性のけがの等級が違っておったのが、これも一緒になりましたよね、男女のあれで。今までは男性の顔はけがをしたって保険等級女性よりも軽かったんですよね、補償が、それが一緒になったり。この間も多分これから民間は努力義務やけど、公的なところは合理的配慮はきちっとやっていかないかんということになると思うので、だからこれも3年ないし5年の期間ぐらいの中で行政はきちっとやるということぐらいはこの条例でうたわないかんかなと。今すぐ用意どんで全部やれというのはなかなか実態的には難しいので、期間をある程度設けて、決めていかなあかんのかなというふうに思っています。

それと、これ午前中やったんかな、山本さんが乗っておる車椅子と高齢者の乗る車何かでも、多分、恐らく東京オリンピックぐらいまでには鉄道なんかに乗れるようなことをするか何か、変わるんと違うかなと私は思っています。何でかという、この間、どこやったかな、墨田区かどこかの銭湯は、入れ墨オーケーというふうな条例をつくっておったで、今までは入れ墨があかんだのが、多分、東京オリンピックを目指してルールが変わり、今度は入れ墨の人も入れる、外国人がほとんど入れているので、タトゥーをこれからオーケーという条例をつくっておったで、そうやってみると、差別とか区別とかの基準判断というも時代とともに多分変わるのかなと思うと、今、課題と思っておったことも課題ではなくなったり、逆に課題じゃなかったことが課題になるということは出てくるのが特に人権問題や障害者差別にはあるのかなと思うと、その辺、今の時点で四日市市ができることでいくと、ちょうど宙ぶらりんの中間点を目指してまずはやって、それぞれの団体にそれぞれ課題はあるけど、全部100点満点というふうにはなかなか難しいけれども、やることか

など。だから相談体制の充実で窓口1本化にして、落ちることのないようにするとか、各障害者の実態をきちっと行政がデータを含めてとるとか、あとは子供の教育啓発をどうしていくか、これがやっぱり重要なと感じたので、感想を述べさせていただいて、終わりです。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

他の委員さんないですか。

#### ○ 荒木美幸委員

きょう本当にありがとうございました。

理解をどう進めていくかという質問の中で、やっぱり午前中もそうですけれども、午後でも複数ご意見をいただいたのが、小さいころから障害者あるいは障害というものに触れる機会をふやしていくことが必要であるというお話があったかと思えますし、今川村委員もその話を触れられましたが、水谷さんからも子供のほうの付き合い方がうまいという事例もありましたけど、本当にそうなんだなということを聞かせていただきました。そういった環境をつくっていくときに、物すごくマインドが貧困だなと思うんですが、つい考えてしまうのが、例えば特別支援学級との触れ合いの場をつくるであったりとか、あるいは学校の授業の中で障害とは何だろうとみんなで考える時間をつくったりとか、そういったこと具体事例しか私は何かすぐに浮かばないんですけれども、こういう取り組みをすることとていいのではないかという、子供の教育としていいんじゃないかとも思われる具体例があったら教えていただきたいなと思ひまして。

#### ○ 河原洋紀参考人

小学校4年生で心で読むという点字の啓発があるんですよ、国語の時間に。それで、視覚障害者の時間があるので、もう少しそういうことで、そういう障害者を学ぶそういうカリキュラムをつくるべきかなということも私はあります。ある県によっては、偉人教育とか、いろんなことを障害者教育もやってみえるので、私はそういうカリキュラムもやっぱり独自でされることが本当にほかの障害の人にも理解をしてもらうの早いんじゃないかなと思うので、こういうカリキュラムができるかできやんかということもあるんですけれども、

そういうことも必要かなと私は思います。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

#### ○ 川村幸康委員

これは逆に四身連全体の問題かもわからんけど、四身連全体で行政施策サービスをしてもらうとなると、言葉は少しストレート過ぎるけど、損か得かというところが出てくると思うんです。行政は限られた予算の中でやっていこうとするときに、逆に我々議会側がやろうとすることは、どこへ手厚くとか薄くとか——みんなにというのが一番の正義やけど——予算措置があるものは、やっぱりきれいごとではいかなくて、経済が優先するから経済というのは要は損得やで、そうなる逆と逆に当事者で課題を持っている人たちにお願いをせなならんときが来ますよね。そうするとそれは声が届くか届かんかとか、大きい声、小さい声もあるし。もう一個、私は課題やなと思っておるのは、そうすると我々議会側なり、行政が決めると、実態を見ずに定義してからお金落とすんやわね。初めに見ておいてから、定義していくと付度になるもんで、よく言う。だから、どうしても定義してから落としていくということになりかねると、逆に当事者の人らから見ると生きたお金が使われないということも出てくるのが、今までの20年間ぐらい私見ておってずっと思っておるんです。それでやっぱり我々議会とか、税金を執行したり、チェックしたりする側のほうは、どうしても定義してからお金を落とすし、受け取る側というか、そのサービスをもらう人はどちらかというか実態を見てから定義してくれという話になる。こここのところの部分をやっぱりこの条例でどう入れるかなというのは委員長の腕次第やなと思っておるもんで、定義して見るのか、見てから定義するのかということによって全然違うもんで。だからこの間の補助金のあれで、4級とあれのときにもそういう問題が出てきたで、やっぱりそれはもう一遍きちっと四身連の窓口が最後1本化してもらわなあかんやろうけど、そこから一遍合意は。四身連の中で対立もしておってもええんやけれども、最後は合意するか、それでこちら側の行政施策のほうも合意はしていくというところがないと少し難しいところもあるのかなと思ったので、それだけは逆に特別委員会をつくっていく中でも私らも気を使いながらやらないかんところかなとは思っておるので、理解しておいていただき

たいなというふうに思います。

以上です。

## ○ 中川雅晶委員長

すごい球が飛んできたんですが、この障害者差別解消条例を市条例として制定をしていくというところで、当然、そういう理解の促進、差別があってはならない、また、合理的配慮をしないことが差別であるということ、また合理的配慮が何かということも市民の方に知っていただくということと、それから相談窓口、相談体制、相談機運をしっかりとつくって、その相談があった場合の解決のシステムをしっかりと構築をしていくというのも大きな柱ですが、市条例として一番大切なのは、合理的配慮をどう推進、促進していくかというところなんです。ただ、先ほど川村委員がおっしゃったように、合理的配慮を進めるとなると、全ての障害者の皆さんの全ての要望や必要なことに応えられるかというとなかなかそれは難しい話なんですけれども、ただ、この委員会としてはどういう分野を先行なり、優先としていこうかというところの議論をしていくというところで、午前中もありましたが、そういうコミュニケーション保障、社会とのかかわりをいかになくさないように、また、促進するようなコミュニケーション保障であったりとか、特になかなか声を出せない子供たちの教育であったりとか、保育、療育に対してやっぱり先行していかなくちゃならないんじゃないかなという意見も先般の委員会の中であったということで、ぜひ、そういうところを今後、議論を深めていきたいと思いますし、今後、そういうさまざまな合理的配慮の提案だったりとか、ご意見があればぜひ寄せていただきたいというふうに思いますので、何とぞ今後とも私ども委員会に対して意見をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。委員の皆さん、参考人の皆さんでこれだけは最後に言っておきたいということがあれば許可をしますが、よろしいでしょうか。

(なし)

## ○ 中川雅晶委員長

それでは、お約束の時間の3時を少し過ぎましたけれども、本日の参考人の皆さんからの意見交換会はこの程度とさせていただきます。本日、大変忙しい中、貴重な意見ありがとうございました。今後の議論に役立たせていただきますので、何とぞよろしくお願いを



たします。ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん、少し協議がありますので、委員の皆さんはしばらくまだ在席しておいていただけますでしょうか。皆さん、よろしくお願いします。

お疲れ様です。それでは、もう少しだけ時間をください。

今後のまず日程についてなんですけれども、第6回は、前回の委員会で確認していますとおり8月28日午後1時30分から行わせていただきます。そして、10月の10、11、12日の間で視察を今準備というか、頑張っている最中です。

なるべく行きやすいように組ませていただいておりますので、よろしく。それで、それを終わって、第7回で……。

○ 日置記平委員

ちょっと待って。視察いつって言うた。

○ 中川雅晶委員長

視察ね、10月の10、11、12の間で、後でまたちょっと提案させていただきますけれども、この中で。それを終えて、第7回目、10月24日の午前10時か、もしくは午後1時半、または、10月26日の午前10時、いずれかで第7回を予定していきたいと思うんですが、皆さん。

○ 樋口龍馬委員

26日のほうがうれしいですけれども、もしどなたかが26日のほうが難しいということなら私は。

○ 中村久雄委員

24か26日。

○ 中川雅晶委員長

26日やったらオーケーなんですね。26日都合悪い人はおられますか。

○ 川村幸康委員

私欠席でよろしい。

24日の午後ならええんやけど、あとはちょっと厳しいかな。

○ 中川雅晶委員長

難しいですね。

○ 川村幸康委員

2対1やで26日にしておいて。

○ 中川雅晶委員長

24日が都合悪い人は複数おられましたか。

○ 樋口龍馬委員

都合が悪いというか、なるべくありがたいというのが2人。

○ 中川雅晶委員長

川村委員、26日でもいいですかね。

○ 川村幸康委員

いいですよ。

○ 中川雅晶委員長

済みません、じゃ、第7回10月26日の午前10時ということで予定しておいていただけますでしょうか。

それでは、先ほど言いました視察についてですが、10月10日から12日を視察日程として今まで確認しておりましたけれども、現在、正副で視察先を模索してしまして、この間の委員会の中でも樋口委員から九州のほうの防災の件とかいろいろどうやというご意見も賜ったんですけど、できればその条例の中身というところで、この条例が機能するようなそういう仕掛けをしているような自治体はないかなというところで見ると、浦安市がその条例自体の中身は差し置いて、その条例の中に障害者差別解消の計画を策定したりとか、その計画を市民に公表して、その後の進捗に対してもという文言が入っている条例があっ

て、こういう事例も参考にはなるのではないかなというところを柱にして、あと、近辺の関東の中で1カ所ぐらいで1泊2日ぐらいでぴっと行ってぴっと帰ってくるような視察はどうかかなと思って今まだちょっとちゃんとはできていないんですけれども、そういうことも考えているんですけど、樋口委員、どうでしょうかね。

## ○ 樋口龍馬委員

僕ちょっとわからないんですけど、この障害者差別解消の実施スケジュールという僕は感覚が全然。だからこそ見に行くのはちょっとあれなんですけれども、余りこの条例の中でスケジューリングをしていって解消していくということが果たして必要なのか、それとも僕は個別の政策につながっていくのかなというイメージを持っていたので、スケジュールを立てて、差別をちょっとずつ解消していくというイメージを持てていなかったもので、私が先般言ったのは、ずっと荒木委員なんかも言われているところの女性だったり、ペットを連れておる人であったりというのと一緒のように発達障害であったりというようなところの避難所での問題というのがたくさん出る中で、実際体験して行ってなぜうまくいかなかったのか、今後どうしていくのかというところが見れるかなという話で提案しただけのことで、それが絶対必要な要素だとは思ってませんので、委員長のかじ取りでいいんですが、スケジュールを立てるような条例にしていくというような位置づけなんですかね、これは確認なんですけど。

## ○ 中川雅晶委員長

スケジュールというよりもこの条例をどう具現化していくかというところが政策条例としては非常に大切なんです。合理的配慮を全て提供できればそれに越したことはないんですけど、それはなかなか難しいので、優先分野というのを前回のときに議論したと思うんですけど、そういう優先分野をなぜその優先分野を決めていくかというのを論理的に計画立てたりとか、それを市民に公表したりとか、場合によっては支援協議会とかにそれを諮って合意を諮っていくとかという作業をしているのかなという予測のもとで、そういう具現化していく方法としては、余り計画を条例の中に策定義務を明記しているという条例はほかには市条例にはなかったもので、少しその辺のトライというのはなぜそういうふうにしたのかということも含めて、単にスケジューリングというだけではなくて。分野の策定であったりとか、もちろんスケジューリングも予算的なことがあるので、一気ににはできないの

で、進行に応じてやっていくという計画もあるのかなとかという部分で、いいものであれば取り入れればいいですし、いや、これはなかなか市としては難しいなというのであれば、別の方法も考えなきゃいけないのかなというところなんですけど、中身はよくわかっていないので、行ってみなきゃわからないという。

防災の視点は、これはやっぱり分野としては優先度は高いのかなって思いますので、それはそれで重要かなって、合理的配慮の分野としてはですね。

## ○ 樋口龍馬委員

ちょっと僕も何とかスポーツ推進基本計画みたいのだとわかりやすいんですけど、なかなかちょっと障害者差別をどうやって解消していくのかという計画というのと、今全然イメージも湧いていないですし、それも含めての視察であるということであれば、自分は何らブレーキをかけるものではないので、結構です。

## ○ 中川雅晶委員長

合理的配慮といっても条例ができて一気にぱっとそれだけ策定をして、それで完結するものじゃないというふうに僕は考えておるんです。やっぱり積み重なっていかなくちゃいけないですし、分野もやっぱり広がっていかなくちゃいけないという部分もあるので、ただそれはもう何もルールなしに一気にやるというのもこれはなかなか無理があるのかなと思うので、そういうところの計画を策定してやっているところがあるのかなという。

というところで、まだ確定していないので、1回ちょっとその辺で組み立ててみて、提案を次回ぐらいに具体的にさせていただきたいと思いますので、それを見て、やっぱりこれはこっちのほうがいいよとなれば、またそれはそれでありかなと思いますので、何とぞ提案だけさせていただけますでしょうか。済みません、よろしく願いいたします。具体的にまた、資料を皆さんにお渡しして、見るに値するのかどうかというのも含めて。

もう一点なんですけど、手話通訳について、きょう参考人がおこしになったので手話通訳をつけさせていただきましたが、本日はそういう特別な事情というところで向こうの参考人側のほうからも要請があったので、インターネットを見ておられる方が多くおられることを配慮して、なるべくその手話通訳もわかりやすいような位置で手話通訳をしていただいたんですが、ただ今後この委員会、障害者差別解消条例って障害者の皆さんのことを議論したりとか、決めていく会議にやはり聴覚障害者の方がわからないというのほど

うなのかなと、今後もやっぱり聴覚障害者の方にインターネットでもごらんできるようにするためには手話通訳をこの特別委員会は手話通訳をお願いしてやっていくということを試行的にも毎回実施してはどうかなというところで皆さんにお諮りしたいなというところなんです。

○ 竹野兼主委員

それって画面に映すということですか。

○ 中川雅晶委員長

今日もそうですけど、インターネット中継に、それも本当に手話の指がわかるように、そう映っています。

○ 竹野兼主委員

ちゃんと映っておるの。

それやったらいいんと違う。

○ 森川 慎委員

インターネットで中継するのに主にということであつたら、手話よりも要約筆記とかのほうがより多くの方が読めるのかなということでもいいと思ったんですが。今はいろいろ制約があると思うので。

○ 中川雅晶委員長

そういう意見も当然、それだけじゃなくて文字放送やろうとか、いろいろ言ったんですけど、今現在四日市市議会でやっているのが、議会報告会でもあるように手話での通訳しかやっていないんですよ、それをまた新たなものになると、これまたそこから議論しにかなきゃいけないのかなと。ただ今市議会として議会報告会等でやっている手話通訳をやっているのであれば、それを委員会にしていくというところからで、その先、例えばこの条例が制定されれば、当然議会も今のままでいいのか、さっき言われたように要約筆記だったりとか、文字放送であつたりとかそういうことも配慮してかなきゃいけないんじゃないか、そういう論理的な根本になるような条例でありたいなという部分もありますの

で、今後はそういうことも考えられるんですけど、とりあえずできるところからやっていってはどうかというところなんですけど、今現在何のルールもないみたいなので、一応そういう方向でこの委員会として合意をとれば議会運営委員会に報告させていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうかね。日置委員よろしいでしょうか。

○ 日置記平委員

合意がとればそれでいいです。

○ 中川雅晶委員長

それでいいですかね。

じゃ、そういう形で今後手話通訳については当特別委員会においてはやっていくということで、議会運営委員会に報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日の予定は以上であります。

それでは、次回8月28日第6回目、またさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

本日は本当に1日長い時間ありがとうございました。以上で閉会いたします。

15：18閉議